



諸外国の高等教育分野における 質保証システムの概要

Overview of the Quality Assurance System
in Higher Education: Germany

ドイツ



独立行政法人 大学評価・学位授与機構
National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

© National Institution for Academic Degrees and University Evaluation 2014

連絡先:

独立行政法人 大学評価・学位授与機構 評価事業部国際課

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

<http://www.niad.ac.jp>

はじめに

大学評価・学位授与機構は、評価事業、学位授与事業、調査研究等の中核的事業とともに、高等教育の制度が発達している国や日本と関わりの深い諸外国を中心に、海外の質保証機関等との連携協力を通じて、我が国の高等教育の国際通用性の確保や質の伴った大学間交流の推進に向けた取り組みを行っています。

高等教育の質保証制度については、それぞれの国において、政治・社会・文化・言語などの多様性を反映して、さまざまな枠組みが構築されています。そのため、言語や国境の壁を越えて実効的な関係を構築する上で、まずは質保証制度やその背景となる高等教育制度などについて、情報交換を通じて協力機関同士の「相互理解」を深めることが不可欠です。高等教育のグローバル化の進展とともに、我が国と諸外国の大学等との教育連携が活発化する中、大学等機関が、実効的で、質の伴った連携教育を提供するには、連携機関双方の質保証の取組みにかかる「相互理解」が重要です。

このため、当機構では、我が国の高等教育質保証に関する用語や制度の仕組み等を一体として発信するためのツールとして「インフォメーション・パッケージ」を作成・公開しています。その中で、諸外国の高等教育制度・質保証制度に関する情報の収集も取り進めています。これまでの日本、米国、英国、オーストラリア、オランダ、フランス、韓国、中国各版に加え、このたび、「**諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 ドイツ**」を日本語・英語の2か国語で作成しました。大学等の高等教育機関においてドイツの関係機関と国際連携を展開するうえで、基本情報として参照していただけたら幸いに存じます。

ドイツでは、大学の自治を原則として、各州（*Länder*）の権限の下に高等教育に関わる立法と行政が展開されています。ドイツでは、高等教育分野における質保証機関（評価機関）は複数存在し、国の横断的な外部質保証の仕組みによる評価と、質保証機関が独自に設ける評価を行っています。複数存在する高等教育の質保証機関では、国の横断的な外部質保証の仕組みと質保証機関が独自に設ける評価プログラムを通じて、外部質保証が重要な根本方針とされています。ドイツの主要な質保証機関は、特にドイツ文化圏と欧州地域において、国を越えた質保証の取組みにも積極的にイニシアティブを取っています。

この「概要」は、ドイツの高等教育制度とドイツの質保証制度に関する公的な情報をもとに作成されています。加えて最新の情報を入手するために、駐日ドイツ連邦共和国大使館のほか、現地ドイツにおいて高等教育政策に責任を有する機関、質保証（アクレディテーション）機関、および大学を訪問しました。主に2013年度に行った文献調査と訪問調査で得られた情報をあわせて集約し、今般の公開に至りました。本編の作成にあたって、有益なコメントと示唆をくださった関係者の方々に御礼申し上げます。特に、ドイツ大学学長会議（HRK）の Christian Tauch 氏と中央評価・アクレディテーション機構（ZEvA）の Jürgen Petersen 氏には多大なご支援ご協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、本「概要」の電子版は、当機構の国際連携ウェブサイト（www.niad.ac.jp/n_kokusai/）でもご覧になれますので、あわせてご活用ください。

2014 年 12 月
独立行政法人 大学評価・学位授与機構

目 次

I. ドイツ連邦共和国の基本情報	1
II. 高等教育制度	2
1. 高等教育制度の概要	2
1-1) 高等教育制度の沿革	2
1-2) 法的位置づけ	3
1-2-1) 主な関係法令	3
1-3) 連邦政府の役割	3
1-4) 高等教育機関の管理運営体制	4
1-5) 高等教育機関の財源	4
1-6) ボローニャ・プロセスとの関連	5
2. 主要学校制度系統図	6
3. 高等教育機関	7
3-1) 高等教育機関の種類	7
3-2) 非州立の高等教育機関	7
3-3) 各種統計	8
4. 大学への進学	9
4-1) 大学入学要件	9
4-1-1) 大学入学資格（アビトゥア： <i>Abitur</i> ）試験	10
4-1-2) 入学制限（ <i>Numerus Clausus</i> ）	10
4-2) 外国人学生の入学要件	11
5. 教育課程および学位・資格	11
5-1) 単位制度	11
5-2) カリキュラム	12
5-3) 卒業（修了）要件	12
5-4) 修了証書	13
5-4-1) 資格枠組み	14
5-4-2) 学位	15
5-4-3) 国家試験（ <i>Staatsprüfung</i> ）	16
6. 高等教育所管官庁および高等教育関係団体	16
7. 学生組織	19
8. 授業料および学生に対する財政支援	19
8-1) 授業料	19
8-2) 学生に対する財政支援	20
9. 学生のための情報源	21
10. ドイツの高等教育に関する政策動向	23

Ⅲ. 質保証制度	25
1. ドイツの質保証制度の概要	25
2. ドイツにおける質保証制度の発展	26
3. ドイツ高等教育の質保証制度の種類	27
3-1) アクレディテーション	27
3-1-1) プログラム・アカレディテーション	27
3-1-2) システム・アカレディテーション	29
3-1-3) 私立高等教育機関のアカレディテーション	31
3-2) 評価 (Evaluation)	32
3-2-1) 内部評価 (内部質保証)	32
3-2-2) 外部評価 (第三者評価による質保証)	32
3-3) 国際化と質保証	33
3-3-1) 大学学長会議による大学の国際化監査 (オーディット)	33
3-3-2) 資格の認証	35
4. 質保証に関する法令	35
5. 高等教育質保証に関するその他の動き	36
5-1) ランキング	36
Ⅳ. 質保証機関の概要	37
1. アクレディテーション協議会	37
1-1) 基本情報	37
1-2) 使命・役割	38
1-3) 組織の法的基盤	38
1-4) 主な業務内容	39
1-4-1) アクレディテーション機関の認定	39
1-4-2) 適格認定されたアカレディテーション機関	41
付録：略語一覧	44
出典・参考資料	47

ドイツ地図



出典 : http://www.freemap.jp/download.php?a=europe&c=euro_germany_kouiki_1

I. ドイツ連邦共和国の基本情報

国名	ドイツ連邦共和国	
首都	ベルリン	
政府所在地	ベルリン	
公用語	ドイツ語	
総人口*	8,184 万人（2011 年）	
国内総生産（GDP）**	3 兆 7130 億米ドル（2010 年）	
一人当たり国内総生産**	37,567 米ドル（2010 年）	
一般政府支出に対する 公財政教育支出の割合***	全教育段階：10.5% （OECD 各国平均 13.0%）	高等教育段階：2.8% （OECD 各国平均 3.1%） （2009 年）
国内総生産に対する 公財政教育支出の割合***	全教育段階：4.5% （OECD 各国平均 5.4%）	高等教育段階：1.1% （OECD 各国平均 1.1%） （2009 年）
高等教育段階の教育機関に よる学生一人当たりの年間 支出***	15,711 米ドル（2009 年）	
学生一人当たり 公財政支出高等教育費***	OECD 資料になし（年）	
高等教育への進学率***	42%（2010 年）	
学校教育制度	主要学校制度系統図（6 ページ）参照	
教授言語****	原則として、高等教育で使用される言語はドイツ語。	
学年暦*****	夏学期：3月～8月 冬学期：10月～2月	

出典：

* ドイツ連邦統計局（The Federal Statistical Office）*Statistical Yearbook 2013*.

** 経済協力開発機構（OECD）*Country statistical profile: Germany 2011-2012*.

*** *OECD Education at a Glance 2012*.

**** ドイツ連邦共和国各州常設文部大臣会議（KMK）*The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

***** 欧州委員会（European Commission）*Eurydice - The Organisation of the Academic Year in Higher Education 2011/12*.

Ⅱ. 高等教育制度

1. 高等教育制度の概要

1-1) 高等教育制度の沿革

ドイツの大学は、中世時代のヨーロッパにおける大学の発展にその起源がある。ドイツで最も古い大学は 14 世紀末に設立されたハイデルベルク大学である。

今日のドイツの高等教育の伝統は、19 世紀初頭の大学改革、特にヴィルヘルム・フォン・フンボルトの取組みにさかのぼる原則に特徴づけられる。これらの原則には、大学の広範な学内自治、教育と研究の自由、教育と研究の統一が含まれる。これらは、20 世紀前半の国家社会主義の時代に一度廃止されたが、1949 年に建国されたドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）において高等教育を再構築するにあたり再び原則として復活した。

第二次世界大戦の結果、ドイツは東西に分裂し、二つの著しく異なる高等教育制度の発展につながった。西ドイツの諸州（*Länder*）においては、教育政策を全体的に調整する必要性が高まり、1948 年にドイツの西側連合国占領統治地域に常設文部大臣会議¹が設立された。その任務は、高等教育を含めて、西ドイツの教育制度の同質性をある程度確保することであった。また、連邦教育科学省が 1955 年に設立されたが、教育への権限は限られていた。1957 年には、西ドイツの高等教育制度の量的、構造、機能上の発展について助言・勧告を行うために、連邦政府と大学の間の仲介組織となる学術協議会（WR）²が設立された。1969 年には、ドイツ連邦共和国基本法（憲法）³が改正されたことにより、連邦政府は、高等教育の一般原則に関する大綱法を制定する権限を与えられた。このような流れを受け、1976 年に高等教育大綱法（HRG）⁴が制定された。これにより高等教育に対する全国的な法的枠組みが初めて作られ、各州はその後に大綱法を根拠として具体的に州の高等教育法を設けた。

東ドイツ（ドイツ民主共和国：DDR）の高等教育は、全く異なる条件の下で発展した。その基本原則は、マルクス・レーニン主義政党のイデオロギーの中で、一元的かつ中央集権的に統制された観念に基づいていた。マルクス・レーニン主義が、高等教育における全ての学位プログラムの必須要素となった。全ての高等教育機関の指揮はもちろん高等教育計画に対する責任もまた、国家指導部にあった。高等教育機関は学術に関する全ての事項について、伝統的に有していた自治を失った。

1990 年の東西ドイツ統一の結果、東ドイツの 5 つの新しい連邦州における政治、経済、社会の状況は、西ドイツの状況に合わせられた。西ドイツの高等教育大綱法が、東ドイツの制度の再構築と移行のための法的基盤とされ、高等教育機関の内部には、学内業務に関する大学の自治と教育研究の自由が回復された。

¹ 文部大臣会議：Konferenz der deutschen Erziehungsminister

² 学術協議会：Wissenschaftsrat (WR)

³ ドイツ連邦共和国基本法（憲法）：Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland

⁴ 高等教育大綱法：Hochschulrahmengesetz (HRG)

1-2) 法的位置づけ

ドイツ連邦共和国において教育制度に対する責任を有するのは、連邦を構成する州である。ドイツ連邦共和国基本法（憲法）によれば、教育の立法と行政は第一に州（*Länder*）の責任である。高等教育機関の設置認可はドイツの各州により決定される。詳細な規定は、各州の憲法と特に高等教育に関する各州の個別法で定められている。ドイツ全州に係る重要な事項については、各州常設文部大臣会議（KMK）⁵の枠組みの中で全州が互いに協力している。

ドイツにおける高等教育の法的基盤は、連邦政府の高等教育大綱法（HRG）と各州の高等教育法（*Hochschulgesetze*）、ならびに各州の芸術・音楽大学に関する法律と専門大学⁶に関する法律にある。高等教育大綱法（HRG）は、高等教育機関の全般的な目的、並びに高等教育制度、学修、教育と研究、入学と構成員、および高等教育機関の教職員について基礎となる一般原則を定めている。大綱法の一般条項に基づき、各州で可決された高等教育に関する法律が、上述の領域を詳細に規定している。これらの法律規定は、原則として私立の機関を含めて全ての高等教育機関に適用され、高等教育制度の体系的な基盤となっている。

連邦制度の現代化が行われた、2006年の改革（*Föderalismusreform I*）の過程で、教育の分野における法律に関して連邦と諸州の関係もまた変化した。なかでも、高等教育分野における連邦の大綱的責任は存続しないことになった。競合的立法権（基本法第72条）の一部として、連邦は高等教育機関への入学および高等教育機関が授与する学位に関してなお責任を負うが、各州は、関連する連邦法と異なる独自の規定を制定する権限を付与されている。

1-2-1) 主な関係法令

○ドイツ連邦共和国基本法（憲法）

基本法の下、芸術と学問、研究と教育の自由（第5条第3項）が保障されている。また、学校制度全体は州の監督下にある（第7条第1項）。

○高等教育大綱法（HRG）

1976年に連邦政府によって定められた高等教育に関する一般原則。2006年に新たな連邦制度が布かれたことで、事実上失効することとなった。

○各州高等教育法（*Hochschulgesetze*）

1-3) 連邦政府の役割

教育分野における連邦政府の責任の範囲は、基本法に定義されている。基本法に従い、連邦は特に教育、学術および研究の次の領域を管理する規定に対して責任を負う。

- 企業内職業訓練と職業継続教育
- 高等教育機関への入学と高等教育学位（州は連邦法と異なる法律を制定できる）

⁵ 各州常設文部大臣会議： *Die Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland (KMK)*

⁶ 専門大学： *Fachhochschulen, universities of applied sciences*

- 生徒と学生に対する財政支援
- 学術研究および技術開発の振興（前途有望な研究者の助成を含む）
- 青少年福祉
- 通信教育課程受講者に対する法的保護
- 法曹職への入職に関する規定
- 医療職および医療補助職への入職に関する規定
- 雇用促進対策、職業・労働市場研究

1-4) 高等教育機関の管理運営体制

高等教育機関は、公法上の団体としての地位をもち、公的機関として、各州の権限の下に置かれている。基本的に、高等教育機関は次のように組織され運営されている。

高等教育機関は、学長（または学長組織）あるいは総長（または総長組織）のいずれかによって管理運営される。学長は、その機関に属する教授グループの中から選出されるか、または外部の応募者の中から選ばれる。

高等教育機関の管理運営委員会を外部の専門家とともに支援するために、高等教育協議会⁷または理事会⁸がほとんど全ての州に設けられ、その中には産業界の名士や他機関の有識者が含まれている。それぞれの州の法律に依拠して、これらの組織は、例えば、高等教育機関の基本的な予算の問題や発展計画に関して、拒否権ないし参加権を行使することができる。原則として、これらの組織は助言機能も持ち、勧告をすることができる。

高等教育機関における基本的な組織単位は学部⁹である。学部は、その権限の範囲内において高等教育機関の義務を果たす。学部は、その構成員と学術的な施設が、自身に委ねられた機能を実行できるようにする責任がある。これには、外部資金の申請、教育・学習組織、学科・研究所との内部協力など、また所定の範囲内で増えつつある予算裁量が含まれる。

1-5) 高等教育機関の財源

公立の高等教育機関は州によって維持され、それゆえその財政支援の大部分を当該州から得ている。本質的に財政の配分を決定するのは、州である。各州はその高等教育機関に州の教育文化省または学術研究省の予算から、機関が任務を果たすのに必要な資金を提供している。一方で、研究に従事する高等教育機関の構成員は、州の予算からではなく第三者、例えば研究の促進に関わる機関によって資金提供される研究プロジェクトを遂行する権利が与えられている。高等教育における研究の促進（特に基礎研究）に関わる最も重要な機関として、ドイツ研究振興協会（DFG）¹⁰がある。同協会は研究者個人や機関に財政援助を行うなどにより、研究を支援している。他の重要な第三者資金の提供元として、政府、フォルクスワーゲン財団等の民間基金があり、また EU からの資金が増加している。

2005 年に採択された、ドイツ高等教育機関における学術研究促進のための連邦と州のエクセレン

⁷ 高等教育協議会：Hochschulrat

⁸ 理事会：Kuratorium

⁹ ドイツ語では Fachbereich または Fakultät の語が用いられている。

¹⁰ ドイツ研究振興協会：Deutsche Forschungsgemeinschaft (DFG)

ス・イニシアチブの一環として、連邦と州は高等教育セクターにおける大学とその協力パートナーの学術研究活動に財政支援をしている。

1-6) ボローニャ・プロセスとの関連

2010年までに欧州高等教育圏を構築することを目指して、1999年にボローニャ・プロセスが導入された。その特徴は、欧州高等教育圏のなかで連続した学修構造の透明性と互換性を高め、質保証の制度をネットワークでつなぎ、学術的な達成と学位・資格を相互に認証することを通じて、自由な移動を可能にすることにある。ボローニャ・プロセスの要件を満たすにあたり、ドイツ連邦政府、各州、および高等教育機関は、この数十年間で最大の高等教育改革を進めている。この流れの中で、ドイツでは1998年の高等教育大綱法（HRG）の改正により、はじめて学士・修士の学位が法的枠組みに組み込まれた。ドイツでは伝統的にディプロームやマギスター（14～15 ページ参照）といった修士相当の学位取得につながる学修構造がとられていたが、現在では、学士および修士の学位取得につながる2段階の学修構造への移行が順調に進められている。2011/2012年の冬学期までにドイツの全学修プログラムの85%が学士と修士の学位プログラムに移行した。特に専門大学は、ほぼ全てがこの移行を終えている。一方で、法学、医学などいくつかの分野では、伝統的な学位の種類、すなわち国家試験¹¹で修了する課程（5～6年間）もまだ残っている。さらに、この改革はドイツの学生の国際的な流動性を高め、また海外の学生と若手研究者に対してドイツの高等教育機関の魅力を明確に高めている。2010年には、ドイツ国内で授与された修士の学位の約3分の1が外国人学生に対するものであった。

このボローニャ・プロセスの改革の実施は、連邦政府と州が支援している。ドイツ・ボローニャ・フォローアップ・グループがあり、ボローニャ・プロセスの実施に関連付けられた最新の動向と実質的な問題について助言・勧告を行っている。このフォローアップ・グループは、連邦政府、各州、大学学長会議（HRK）¹²、ドイツ学術交流会（DAAD）¹³、学生、アクレディテーション協議会¹⁴、様々な社会的パートナーおよびドイツ学生互助会（DSW）¹⁵の代表者で構成されている。

出典：

Barbara M. Kehm (University of Kassel) (2006) *International Handbook of Higher Education*.

欧州委員会 Eurydice - *Organisation of the education system in Germany* 2009/10.

欧州委員会 Eurydice - *National system overview on education systems in Europe and ongoing reforms* 2011 Edition.

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany* 2010/2011.

大学学長会議（HRK）ウェブサイト <http://www.hrk.de/activities/bologna-process/>

ドイツ連邦教育研究省（BMBF）ウェブサイト <http://www.bmbf.de/en/3336.php>

¹¹ 国家試験：Staatsprüfung

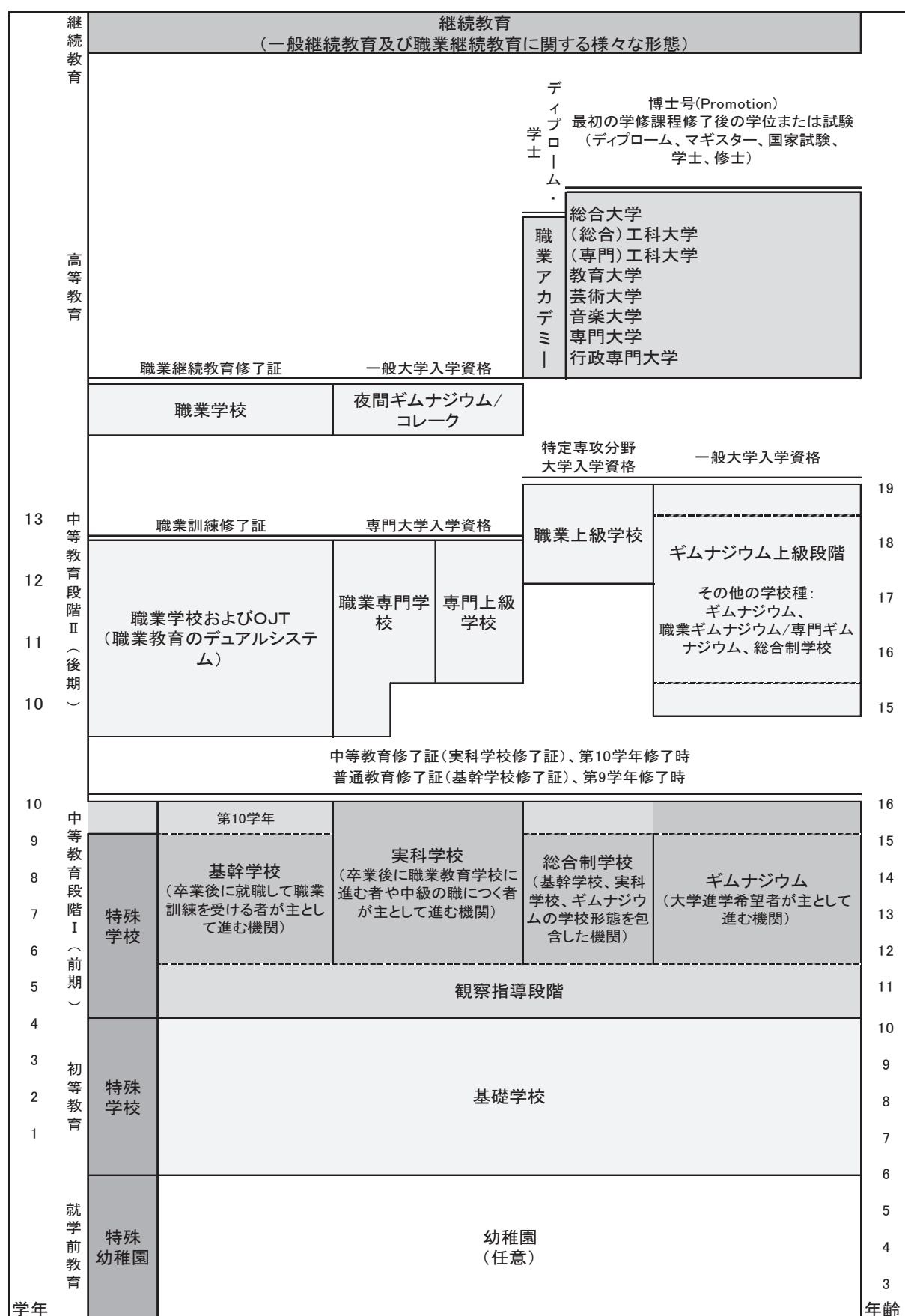
¹² 大学学長会議：Hochschulrektorenkonferenz (HRK)

¹³ ドイツ学術交流会：Deutscher Akademischer Austausch Dienst (DAAD)

¹⁴ アクレディテーション協議会：Accreditation Council/Akkreditierungsrat

¹⁵ ドイツ学生互助会：Deutsches Studentenwerk (DSW)

2. 主要学校制度系統図



出典: KMK (2012) Basic Structure of the Education System in the Federal Republic of Germany.

3. 高等教育機関

3-1) 高等教育機関の種類

ドイツには、以下の種類の高等教育機関がある。高等教育機関の圧倒的多数は、州により維持される州立（公立）機関である。

○総合大学（*Universität*）および同等の高等教育機関：

- 総合大学（*Universität*）
- 工科大学（*Technische Hochschulen/Technische Universitäten*）：
総合大学と同等の高等教育機関。伝統的に自然科学および工学に重点をおく。
- 教育大学（*Pädagogische Hochschulen*）：現在バーデン・ヴュルテンベルク州のみ
- 神学大学（*Theologische Hochschulen*）

これらの高等教育機関は、博士の学位授与権をもつ。学術研究（特に基礎研究）と次世代の学術後継者の育成もまた、総合大学および総合大学と同等の高等教育機関が持つ特色（他と明確に区別する特色）である。

○芸術・音楽大学（*Kunsthochschule/Musikhochschule*）：

絵画、彫刻、デザイン、舞台芸術の領域、映画、テレビ、メディアの領域、およびさまざまな音楽の分野に関わる課程を提供する高等教育機関。芸術系分野の全領域を教授する機関と、特定の部門に限り教える機関、また中には関連する理論分野も教授する機関もある。

○専門大学（行政専門大学を含む）（*Fachhochschulen*）：

1970/1971年に導入された新しい種類の高等教育機関。特に工学、経済、行政、社会福祉、デザインの分野における、実務志向の教育・研究を提供する機関として特有の機能を担う。博士の学位授与権はもたない。

行政専門大学（*Verwaltungsfachhochschule*）は、連邦または各州が運営する専門大学の一で、特定の行政領域で勤務する公務員を養成する課程をおき、いわゆる上級職の公務員の育成を行う。

3-2) 非州立の高等教育機関

非州立の高等教育機関の設立に関して、基本法は明確に規定していない。しかし、その設立は、基本法が定める芸術と学問、研究と教育の自由（第5条第3項）の保障に従って、原則として認められている。非州立機関を認可する責任は各州にあり、連邦の高等教育大綱法（HRG）と各州の高等教育法において、非州立の高等教育機関が州によって高等教育機関として認可されるための最低要件が規定されている。各州により公式の認可が与えられるかは、非州立の高等教育機関が州立の高等教育機関と同等の状況にあるかの証明にかかっている。したがって、非州立の高等教育機関は要点を記した一覧表に基づき、比較対象となる州の機関と同等の要求、基準および業務遂行能力を満たしていることを証明しなければならない。さらに、非州立の高等教育機関の所属員が教育と研究に関する事項に少なくとも最低限の共同決定を有することも保証されなければならない。州による認可には、高等教育機関の名称と組織の設置、高等教育機関が提供する教育課程と試験、高等教育学位の授与も含まれる。

この州の認可を受ける前提として、非州立の高等教育機関は学術協議会（WR）（17 ページ参照）によるアクレディテーション（適格認定）を受けることが、連邦と州によって合意されている。この機関アクレディテーションは、機関が法律に従って高等教育セクターに属する学修課程を提供することができるかどうかを決定するための質保証の手続きである。このアクレディテーション手続きの枠組みの中で、質の基準が満たされているかどうか、機関が法人ガバナンスの規範、教育研究の自立にしているかなどが審査され、設立されることになる。

出典：

欧州委員会 *Eurydice -Organisation of the education system in Germany 2009/10.*

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011.*

KMK (2012) *Basic Structure of the Education System in the Federal Republic of Germany.*

TU9ウェブサイト <http://www.tu9.de/studies/>

3-3) 各種統計

機関数（2009/2010年度・冬学期）

大学（工科大学、教育大学等含む）	127
芸術・音楽大学	51
専門大学（行政専門大学含む）	232
合計	410

学生数（大学の種別別）（2009/2010 年度・冬学期）（人）

大学（工科大学、教育大学等含む）	1,415,503
芸術・音楽大学	32,296
専門大学（行政専門大学含む）	671,686
合計	2,119,485

学生数（課程別）（2009/2010 年度・冬学期）（人）

言語、人文学	415,534
スポーツ	26,679
法学、経済学、社会科学	679,478
数学、自然科学	373,306
医学/健康科学	118,675
獣医学	8,046
農学、林学、栄養科学	41,992
工学	369,548
芸術	81,325
その他	4,902
合計	2,119,485

出典：ドイツ連邦統計局 *Statistical Yearbook 2010.*

留学生数（出身国別）（2011 年）（人）

中国	22,828
ロシア	10,077
ブルガリア	7,537
ポーランド	7,463
オーストリア	7,072
トルコ	6,575

出典： DAAD and HIS-Institute for Higher Education Research (HIS-HF) *Facts and Figures on the International Nature of Studies and Research in Germany 2012*.

修了試験（2009 年）（人）

ディプローム（大学）※ および対応する最終試験	111,853
教職試験	36,120
学士の学位	71,989
修士の学位	20,802
専門大学の学位	72,808
博士の学位	25,084

※14～15 ページ参照

出典： KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

4. 大学への進学

4-1) 大学入学要件

大学および大学と同等の高等教育機関の課程への入学には、原則として一般大学入学資格（*Allgemeine Hochschulreife*）または特定の学修領域に限定される特定専攻分野大学入学資格（*Fachgebundene Hochschulreife*）を必要とする。

一般大学入学資格（*Allgemeine Hochschulreife*）

高等教育機関への一般的な入学資格であり、保持者はどの高等教育機関のどの分野にも入学する権利を与えられる。通常、ギムナジウム※上級段階（*Gymnasiale Oberstufe*）※でアビトゥア試験（Ⅱ. 4-1-1 参照）に合格して取得する。一般大学入学資格の証書には、アビトゥア試験の点数と、ギムナジウム上級段階の最終 2 学年の成績評価が併せて記載される。一般大学入学資格は、夜間ギムナジウム※、コレーク※でも取得することができる。

特定専攻分野大学入学資格（*Fachgebundene Hochschulreife*）

高等教育機関で特定の専攻分野に限り学ぶ権利を与える資格。後期中等教育段階の特定の職業教育課程を通じて取得できる。

※ギムナジウム（*Gymnasium*）

前期および後期中等教育段階（第 5～13 学年または第 5～12 学年）の学校種で、一般大学入学資格の取得に向けた深化した普通教育を行う。現在、ほぼ全州において、ギムナジウムの 9 年制から 8 年制への段階的移行が進み、すでに 8 年制に移行した州では第 12 学年修了後に一般大学入学資格を取得できる。

※ギムナジウム上級段階（*Gymnasiale Oberstufe*）

ギムナジウムの上級学年を指すが、総合制学校（*Gesamtschule*）など、他の学校種にも設置されうる。第 11～13 学年（州によりあるいは第 10～12 学年、第 11～12 学年）から成る。一般大学入学資格の取得につながるアビトゥア試験をもって修了する普通教育課程。

※夜間ギムナジウム（*Abendgymnasium*）

第二の教育の道（*Zweiter Bildungsweg*）と呼ばれる継続教育機関で、成人が夜間学級に通い、一般大学入学資格を取得することができる。

※コレーク（*Kolleg*）

第二の教育の道（*Zweiter Bildungsweg*）と呼ばれる継続教育機関で、職業教育訓練を終えた成人が全日制で学び、一般大学入学資格を取得することができる。

4-1-1) 大学入学資格（アビトゥア：*Abitur*）試験

アビトゥア試験は、4 科目ないし 5 科目で行われ、高い要求水準をもつ科目を少なくとも 2 科目、また国語（ドイツ語）、外国語、数学の 3 つの科目から 2 科目を選択する必要がある。さらに、言語・文学・芸術、社会科学、数学・自然科学・技術の 3 つの教科領域全てが試験に含まなければならない。

アビトゥア試験のうち、筆記試験は 3 科目であり、筆記試験の必修科目は高い要求水準をもつ科目が少なくとも 2 科目、そのなかには、ドイツ語、外国語、数学または自然科学の 1 科目が含まれる。口述試験は、筆記試験で課されていない科目で行われる。ギムナジウム上級段階の最終 4 学期の成績評価とアビトゥア試験の成績から算出される総合評点が、300 点以上である場合に一般大学入学資格が授与される。また、各州はギムナジウム上級段階の全体で少なくとも 265 週時間の教育を保証しなければならない。

試験問題は、州の教育文化省によって統一の共通基盤の下に出されるか、あるいは個々の学校の教員によって作成されたものが、責任をもつ学校監督当局により承認される。将来的には、ほぼ全ての州において、州レベルで中央アビトゥア試験が実施される予定である。試験の手続きと試験の要件の同等性は、「アビトゥア試験における統一的試験要求基準」によって、全ての州で保証されている。

4-1-2) 入学制限（*Numerus clausus*）

志願者の総数が全高等教育機関の収容定員を上回るいくつかの課程では、ドイツ全土で学籍の割当てが行われる。2010/2011 年の冬学期には、医学、獣医学、歯学、薬学の分野が対象となった。これらの課程の学籍は、中央の学籍配分手続きに基づき、高等教育入学財団¹⁶と高等教育機関によって与えられる。この手続きの法的基盤は、2008 年 6 月の高等教育入学財団の設立に関する州の協定である。州協定は全ての州により批准された後 2010 年 5 月 1 日に発効した。

この入学制限では、学籍の 20%までがあらかじめ決められている（例えば、欧州連合以外の国からの外国人学生、ドイツの高等教育機関を卒業し特別な事情により二度目の学修を志願する者、困難な事情を有する者など）。残りの学籍配分の基準には 20-20-60 規定と呼ばれる割当て制度が用いられている。すなわち、該当する課程に対する志願者の資格の程度（原則としてアビトゥアの平均評点の上位者：20%）、該当する課程に対する入学資格の取得から申請までの待機期間（20%）、高等教育機関自らが実施する選考手続きの結果（60%）で配分される。

¹⁶ 高等教育入学財団：*Stiftung für Hochschulzulassung*

高等教育機関によって実施される選考手続きでは、特に、志願者の資格の程度、または特定の分野を学ぶ志願者の能力について情報を提供する、該当課程に対する入学資格で重み付けされた個人の評点、または特定の分野を学修する志願者の能力を決定するためのテストの結果、または職業教育訓練ないし職業の種類、または該当課程への意欲を問う選考面接の結果、あるいは、これらの5つの判断基準の組み合わせに基づいて学籍が与えられる。選考決定においては、当該学修課程に対する資格の程度が最も重要である。選考手続きと適用可能な内容基準は、各州によって条例で定められている。

出典：

欧州委員会 *Eurydice - Organisation of the education system in Germany 2009/10.*

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011.*

KMK (2012) *Basic Structure of the Education System in the Federal Republic of Germany.*

4-2) 外国人学生の入学要件

ドイツの大学入学資格を持たない志願者は、母国で高等教育を受ける資格を与える中等学校証明書を提出しなければならない。必要であれば、母国で大学入学試験に合格した証明、もしくは、大学の学籍登録の証明を提出しなければならない。

また、海外の志願者はドイツ語を十分に操る能力があることを証明しなければならない。これは、例えば、ドイツの高等教育機関で行われる、外国人志願者のための大学入学ドイツ語試験（DSH¹⁷）や同等の試験（例えば外国人志願者のための外国語としてのドイツ語テスト（TestDaF¹⁸））を受けることによって証明できる。

出典：

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011.*

5. 教育課程および学位・資格

5-1) 単位制度

単位は学生の学習量の量的尺度である。単位には、教育・指導そのもの、予習・復習に必要な時間（つまり授業での時間と個人学習）、試験と試験のための準備、修了論文とその他の課題（レポートなど）、場合によってはインターンシップなどの実習が含まれる。

原則として、学年暦ごとに60単位、もしくはセメスターごとに30単位が授与される。1単位の平均学習量（授業での時間と個人学習）は最大25～30時間と想定され、フルタイムの学生のセメスターごとの総学習量は講義と授業外の学修で750～900時間となる。これは、年間46週で、週当たり32～39時間に等しい。また、学士と修士の学位取得に至る学修課程は、欧州単位移動累積制度（ECTS）に基づく単位制度を用いて提供されている。

¹⁷ 外国人志願者のための大学入学ドイツ語試験：*Deutsche Sprachprüfung für den Hochschulzugang ausländischer Studienbewerber (DSH)*

¹⁸ 外国人志願者のための外国語としてのドイツ語テスト：*Test Deutsch als Fremdsprache für ausländische Studienbewerber (TestDaF)*

5-2) カリキュラム

教育課程の構造と内容は、各大学の学修規程（*Studienordnungen*）または学修計画（*Studienplänen*）および試験規程（*Prüfungsordnungen*）に定められている。通常、学修規程には、授業時間数を含めて教育課程修了時に要求される個々のモジュールと授業が列挙され、どの科目が必修、選択、自由選択であるかが示されている。一方、試験規程には、標準学修期間、試験を受けるための要件、特別な課程と試験に与えられる単位、修了論文執筆に認められる期間、試験の基準、手続き、試験科目が規定されている。

標準学修期間

フルタイムの標準学修期間は、学士課程で6、7または8セメスター、修士課程で2、3または4セメスターである。学士と修士の連続した課程に対してフルタイムで求められる全体としての標準学修期間は、5年間（10セメスター）である。

学修課程

学士課程：学術的な基礎、方法論の技術を身につける。高等教育機関とその学修課程の特色に応じて専門職業分野に関連する資格に結びつく。学士の学修課程においては広範な学術的な能力を確保する。

修士課程：修士の学修課程は専門分野と学術的な専門化に役立ち、「実践志向」と「研究志向」の類型化によって区別されることがある。

教育方法

授業は、講義、ゼミナール、実習、現場実習、研修旅行の形態で行われる。講義の主な機能は、様々な学修分野について一般的かつ基礎的な知識を与えることにある。ゼミナールでは、より狭い範囲に限定された論題を深く扱う機会が与えられる。学生はしばしば発表を行い、論題、テキスト、発表について教員と論議する。他方、実習は得られた理論的知識を実用的な方法で展開させる機会を与える。

連邦と各州は、教育において提供される新しいメディアの利用（マルチメディアと遠隔教育）を推進している。2000年から2004年まで、教育における新しいメディア・プログラムの一部として、連邦は高等教育機関での教育における新しいメディアの利用の開発・改善のための共同プロジェクトを推進した。その後、2005年から2008年まで連邦は、教育、学修、試験に新しいメディアをより幅広く専門的に利用する機会を高等教育機関に与えるべきであるとして、科学のためのeラーニング・サービスを推進した。

5-3) 卒業（修了）要件

原則として、標準学修期間に応じて、学士の学位には、180～240 ECTS 単位が必要とされ、修士の学位には、通常 300 ECTS 単位（学士課程の単位を含む。）が必要となる。質保証のために、学士と修士の両方の課程で修了論文が要求される。学士学位論文の調査研究に要する作業範囲は最小で6 ECTS 単位とされ、12 ECTS 単位を超えてはならない。修士学位論文に対しては 15～30 ECTS 単位の範囲とされる。博士の学位は、博士学位論文（独立した研究に基づかなければならない）、および *Rigorousum* と呼ばれる口頭試問に基づいて与えられる。

出典：

KMK 決議（2010） *Common structural guidelines of the Länder for the accreditation of Bachelor's and Master's study courses.*

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011.*

欧州委員会 *Eurydice - Organisation of the education system in Germany 2009/10.*

5-4) 修了証書

高等教育の学位に関しては、学術試験、国家試験（Ⅱ. 5-4-3 参照）、教会試験の間で区別される。原則として、専門職に必要な高等教育資格は、これらの試験に基づいて授与される。ドイツにおいて、学位は、中間的な試験に基づいては与えられない。

高等教育機関は、法律によって学術試験（*Hochschulprüfungen*）を行う権限を認められている。最初の学位は次の種類の学術試験に基づいて与えられる。

- バチェラー（学士）試験（学士の学位授与につながる）
- ディプローム試験（ディプロームの学位授与につながる）
- マギスター試験¹⁹（マギスターの学位授与につながる）〔詳細は 15 ページを参照〕

欧州高等教育圏を構築するボローニャ・プロセスの過程で、学士と修士の資格をもって修了する2段階の連続した学修構造への移行が進められている。

学位/資格の名称

次の名称が学士および修士の学位に用いられる。

分野	学位/資格の名称
言語および文化学 スポーツ、スポーツ科学 社会科学 芸術学	Bachelor of Arts (B.A.) Master of Arts (M.A.)
数学 自然科学 医学* 農学、林学および栄養学*	Bachelor of Science (B.Sc.) Master of Science (M.Sc.)
工学	学修課程の内容による Bachelor of Science (B.Sc.) Master of Science (M.Sc.) または Bachelor of Engineering (B.Eng.) Master of Engineering (M.Eng.)
経済学	学修課程の内容による Bachelor of Arts (B.A.) Master of Arts (M.A.) または Bachelor of Science (B.Sc.) Master of Science (M.Sc.)
法学*	Bachelor of Laws (LL.B.) Master of Laws (LL.M.)

*州（国）により規定された学修課程を除く。

出典：

KMK 決議（2010） *Common structural guidelines of the Länder for the accreditation of Bachelor's and Master's study courses.*

¹⁹ ボローニャ・プロセスの進展により、マギスターの学位取得に至る教育課程はわずかに残るのみであり、その大部分は神学の分野である。

学際領域分野の学修課程にかかる、最終的な学位/資格の名称は、学修課程の主となる科目の分野によって決定される。工学と経済学においては、当該課程の内容によって決定される。最終的な学位/資格に、分野名は付記されない。また、最終的な学位/資格名称に対しては、ドイツ語が使用されてもよい（例えば *Bakkalaureus der Wissenschaften*（学術学士））。但し、複数の言語で構成される名称は使用できない（例えば *Bachelor der Wissenschaften*）。

学位/資格の基礎をなす学修についての詳しい情報は、学位証明書の一部である「ディプロマ・サプリメント」に個別に記述される。

学位の名称の変更は、アクレディテーションおよび再アクレディテーションの対象となる。

5-4-1) 資格枠組み

以下は、ドイツの学修構造と高等教育資格との対応を示す枠組である。

学位／ 高等教育資格 レベル	形式的側面	高等教育機関によって与えられる資格、 高等教育学位および国家試験 (<i>Staatsprüfungen</i>) * ¹
第 1 段階： 学士レベル	3 年、3.5 年、4 年のフルタイム学修、または 180、210、240 ECTS 単位 - 学士の学位は全て、取得者に修士の学位に向けて志願する資格を与える	B.A., B.Sc., B.Eng., B.F.A., B.Mus., LLB ディプローム (FH) (専門大学で授与されるディプローム学位)、国家試験 (<i>Staatsprüfung</i>)
第 2 段階： 修士レベル	- 第 1 段階とあわせて通常 5 年のフルタイム学修、または 300 ECTS 単位 - 単独の学位プログラムでは 1 年、1.5 年、2 年のフルタイム学修、または 60、90、120 ECTS 単位 - 修士学位の種類：より実践指向、より研究指向、芸術的特色、教職キャリア - 修士の学位は全て、取得者に博士の学位に向けて志願する資格を与える*²	M.A., M.Sc., M.Eng., M.F.A., M.Mus., LL.M など ディプローム (Univ.) (大学で授与されるディプローム学位)、マギスター、国家試験 (<i>Staatsprüfung</i>) 学士課程と連続しない修士プログラムと継続教育型の修士プログラム* ³
第 3 段階： 博士レベル	(一般に修士レベルの学位の上に置かれる学位。300 ECTS 単位以上* ⁴)	Dr., Ph.D.

出典：

大学学長会議、各州常設文部大臣会議 および連邦教育研究省作成、各州常設文部大臣会議 (2005) *Qualifications Framework for German Higher Education Qualifications* により採択

- * 1 国家試験は通例、第 2 段階の学修に対して実施されるが、次の特別な規則が適用される。国家試験で修了する学位プログラムは、標準学修期間が 3 年（基礎学校と初等教育および前期中等教育レベルの教員養成課程は第 1 段階の学士レベルの学修に割り当てられる）の課程から 6.5 年の課程（医学）までが対象となる。これは 180～390 ECTS 単位に等しい。
- * 2 芸術/音楽大学での芸術学位プログラムに対して、この権利は特定の条件下でのみ適用される。
- * 3 学士課程に連続しない修士プログラムと、継続教育として設計された修士プログラムに対する学位の名称は規定されず、所定の学位名称に限定されない（MBA など）
- * 4 学士の学位またはディプローム (FH) 学位（専門大学で授与されるディプローム学位）の取得者で特に能力のある者が、博士の学修に直接入学を認められることもある。

5-4-2) 学位

ディプローム、マギスター

ディプローム (*Diplom*) 学位は、高等教育修了資格として専門職に就くための資格を与える。総合大学および同等の高等教育機関（特に社会科学、経済学、自然科学、工学）、芸術・音楽大学、専門大学（全ての分野において、学位の称号に *Fachhochschule* または *FH* が付記される）で取得できる。

マギスター (*Magister*) は、高等教育修了資格として、専門職に就くための資格を与える。総合大学および同等の高等教育機関で取得できる（特に人文科学系の分野および神学）。

学士、修士

学士 (*Bachelor*) の学位は、最初の高等教育修了資格として、所定の学問分野における基礎的な能力を与え、卒業生を労働市場に備えさせて就業能力を与えるものとされる。総合大学および同等の高等教育機関、芸術・音楽大学、専門大学において、少なくとも3年、最大4年の標準学修期間の後に取得することができる。修士の学位と共に、学士の学位は2段階の学位制度における連続した学位の一部をなしている。学士の学位は、専門大学で取得されたディプロームと同じ権利を与えるものである。また、専門職への能力を与える第三段階教育の資格として、職業アカデミー²⁰ (*Berufsakademien*) でも学士の学位を取得できることもある。

修士 (*Master*) の学位は、上位の学位として専門職業に求められる高度な能力を与え、総合大学および同等の高等教育機関、芸術・音楽大学、専門大学において1～2年間の標準学修期間の後に取得することができる。修士の学修課程は、「実践志向」と「研究志向」の2タイプに区別することができ、第1段階で授与される学位 (*Bachelor, Diplom(FH)*) を取得していることが入学要件となっている。学士課程と連続する修士の学修課程は、内容面では学士の学修課程の上に構築され、2段階の学位制度における連続した学位の一部をなしている。修士の学位はその取得者に、大学および同等の高等教育機関で取得されたディプローム、マギスターと同じ権利を与える。学士課程と連続しない修士の学修課程と、継続教育を提供する修士の学修課程の入学要件は、学士課程と連続する修士の学修課程と同様であり、修了後に得られる資格のレベルと権利もこれと同じである。ただし、少なくとも1年間の職業経験が要求される。

博士

博士の学位は、博士の学位論文と口頭試問の審査に合格した者に対して授与される。通例、博士の学位取得を目指すには、修士の学位を取得していることが前提であり²¹、博士の学位の授与はその者が独立して深く学術研究を行う能力があることを証明するものとなっている。

²⁰ 職業アカデミー (*Berufsakademien*) とは、いくつかの州に設けられた第三段階の教育機関で、デュアルシステムの原則を用いて、学修施設での学術専門教育と企業での実践的専門職業訓練を組み合わせた課程を提供している。

²¹ マギスターとディプロームの学位は現在では少数派にすぎず、国家試験が要求されるいくつかの分野を除いて、修士が博士の学位取得につながる学位である。

5-4-3) 国家試験 (Staatsprüfung)

国家試験 (Staatsprüfung) は、特定分野の学修課程 (例えば医学、教員養成、法学) の修了時に行われる。国家試験はまた、法学および教員養成課程の学生が試補を終える時に受ける試験 (いわゆる第二次国家試験) も指す。国家試験は、高等教育機関の教授だけでなく州の国家試験当局の代表者も加わった試験委員会によって実施される。

国家試験によって修了する分野の課程

課程	標準学修期間 (セメスター数)
基礎学校または初等段階の教員養成課程	6-7
初等段階と中等段階Ⅰ (前期中等教育) の学校種を包括する教員養成課程	7-9
中等段階Ⅰ (前期中等教育) の学校種を包括する教員養成課程	7-9
中等段階Ⅱ (後期中等教育) の普通教育科目またはギムナジウムに対する教員養成課程	9
中等段階Ⅱ (後期中等教育) の職業科目または職業学校に対する教員養成課程	9
特殊教育の教員養成課程	8-9
法学	9
医学	13
歯学	11
獣医学	11
薬学	8 (-9)
食品化学	(8-) 9

出典:

大学学長会議、各州常設文部大臣会議 および連邦教育研究省作成、各州常設文部大臣会議 (2005) *Qualifications Framework for German Higher Education Qualifications* により採択

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

KMK 決議 (2010) *Common structural guidelines of the Länder for the accreditation of Bachelor's and Master's study courses*.

KMK (2012) *Basic Structure of the Education System in the Federal Republic of Germany*.

6. 高等教育所管官庁および高等教育関係団体

政府省庁

○ドイツ連邦教育研究省 (*Bundesministerium für Bildung und Forschung: BMBF*)

<http://www.bmbf.de/>

1969 年に連邦教育学術省として設立され、1994 年に連邦研究技術省と合併された。

連邦教育研究省は、憲法で規定された責任の範囲内で、次の様々な役割を担っている。

- 学校以外の職業訓練と継続教育を管理する立法
- 全ての学術分野における研究資金提供
- 若手研究者の支援
- 最初の職業訓練と継続職業訓練、高等教育、研究における国際交流の促進
- 職業訓練支援を管理する立法と資金提供 (各州と共に)
- 特に優れた才能の支援

○各州常設文部大臣会議 (*Die Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland: KMK*) <http://www.kmk.org/home.html>

ドイツでは基本法と各州憲法に基づいて、教育は州の監督の下に置かれる。各州に教育を担当する省が置かれ、それぞれの州の事情に応じて教育政策がとられている。ただし、ドイツ全土で教育の調整、調和に対する基本的な社会の必要性があり、1948年に各州常設文部大臣会議が設立された。

各州常設文部大臣会議には、教育、高等教育と研究、および文化の担当である各州の大臣が一堂に会する。各州常設文部大臣会議は、「共同で意見と意思決定に達し、共通の関心事項を代表することを目的として、学校と大学レベルの教育政策および研究政策、ならびに地域を越えた重要性をもつ文化政策に関する問題」を取り扱う。

○学術協議会 (*Wissenschaftsrat: WR*) <http://www.wissenschaftsrat.de/home.html>

連邦と諸州間の行政協定に基づき、1957年に設立された。科学者、有識者および連邦政府と各州政府からの代表者から構成される。高等教育、学術および研究の内容と構造発展に関する勧告書を連邦政府および各州政府に対して作成すること、また、大規模研究施設を含む高等教育機関の施設設備の建設を共同で促進することも、学術協議会の任務に含まれる。さらに、学術協議会は私立の高等教育機関の機関アクレディテーションを実施する。

○共同学術協議会 (*Gemeinsame Wissenschaftskonferenz: GWK*) <http://www.gwk-bonn.de/>

2007年に連邦政府と各州政府によって設立された。GWKの構成員は、学術研究および財務を担当する連邦政府および州の大臣からなる。GWKは研究助成、学術研究政策戦略、学術システムに関する問題のうち、連邦と州の双方に共通して影響を与えるものを全て取り扱う。一方で、連邦と州の独自の権能を保持しながら、GWKの構成員は国際競争の中で学術研究拠点としてのドイツの地位を強化することを目的として、国内、欧州および国際的な学術研究政策の分野における共通の関心事項について、緊密な連携に努めている。

大学協会等関係組織

○大学学長会議 (*Hochschulrektorenkonferenz: HRK*) <http://www.hrk.de/startseite/>

ドイツ大学学長会議は、ドイツの州立ないし州に認可された大学および高等教育機関の自主的な連合組織である。現在267の機関が加盟している。

HRKは政治と社会に対する高等教育機関の代弁者として、高等教育機関の共同意見形成と協議の場を提供している。HRKは高等教育機関に関するあらゆる種類の事柄を扱っている(研究、教育と学習、学術的な継続教育、知識および技術の移転、国際協力、大学自治)。

また、HRKでは「HECompass (Higher Education Compass)」というすべての学修プログラムに関する情報データベースを運用している。ドイツの高等教育機関、提供されている学修プログラム、問合せ先、各高等教育機関が提携している世界の機関などの広範囲にわたる情報を検索することができる。

○ドイツ学術交流会 (*Deutscher Akademischer Austausch Dienst: DAAD*)

<http://www.daad.de/de/index.html>

ドイツ学術交流会は学生と研究者の国際交流を支援する助成機関であり、社団法人としてドイツの

高等教育機関と学生組織が加盟している。DAAD は大学間における国際交流を促進する役割を担っており、その助成プログラムは、あらゆる分野のドイツと世界の国々の学生と研究者の相互交流に開かれている。

研究助成機関

○ドイツ研究振興協会 (*Deutsche Forschungsgemeinschaft: DFG*)

<http://www.dfg.de/index.jsp>

ドイツ研究振興協会 (DFG) は、ドイツ最大の研究助成機関である。DFG は高等教育機関と研究機関を結びつける自治組織で、基礎研究の支援を最重要事業とし、高等教育機関と公的研究機関で行われる研究を財政上支援している。DFG の主たる役割は、ボトムアップ方式により、あらゆる分野で競争選抜を通じて応募研究プロジェクトの中から優れたものを選出し、助成することである。研究者はどの分野であれ自由に応募することができる。

○アレクサンダー・フォン・フンボルト財団 (*Alexander von Humboldt-Stiftung*)

<http://www.humboldt-foundation.de/web/start.html>

アレクサンダー・フォン・フンボルト財団は、ドイツ国内と国外の優秀な研究者間の国際的な学術協力を支援している。財団から奨学金や賞を受けた外国人研究者はドイツに長期滞在し、受け入れ先機関の研究者と協力して、自ら選んだテーマの研究を行う機会が与えられる。特定の国ないし分野に対する割当ては設けられておらず、個人の学術業績だけが考慮される。

研究機構 (リサーチ・カウンスル)

○フラウンホーファー研究機構 (*Fraunhofer-Gesellschaft: FhG*)

<http://www.fraunhofer.de/>

フラウンホーファー研究機構は、1949 年に設立された欧州最大の応用研究機関である。健康、安全、コミュニケーション、運輸交通、エネルギーおよび環境という公共利益に役立つ分野の研究を行っている。

○ヘルムホルツ協会 (*Helmholtz-Gemeinschaft*) <http://www.helmholtz.de/>

ヘルムホルツ協会は、科学技術および生医学系の 18 の研究センターからなる研究組織である。エネルギー、地球環境、健康、キーテクノロジー、物質構造、航空・運輸・宇宙の 6 つの戦略的研究分野で、社会、科学、産業界が直面する最重要課題に取り組んでいる。

○マックス・プランク協会 (*Max-Planck-Gesellschaft*) <http://www.mpg.de/de>

マックス・プランク協会は独立した非営利の研究機関であり、基礎研究を専門に行う 80 の研究施設から構成されている。研究分野は自然科学、生命科学、人文科学、社会科学にわたる。特に、その学際性ゆえに大学組織になじみにくい研究、あるいは設備や人材に多大な投資と研究期間が必要で大学では実現できない研究など、大学では十分に取扱いされていない革新的な領域の研究を行っている。

○ライプニッツ学術連合 (*Leibniz-Gemeinschaft*) <http://www.wgl.de/>

ライプニッツ協会は、社会全体にとって重要な学術的課題を扱う、87 の独立した研究施設を統括す

る連合組織である。個々の研究施設は、人文科学、社会科学、経済学、空間科学、生命科学、数学、自然科学、工学、環境学の分野を重点的に扱っている。

出典：

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

ドイツ学術イノベーションフォーラム東京ウェブサイト <http://www.dwih-tokyo.jp/ja/research-germany/>

7. 学生組織

○学生自由連盟 (*freier Zusammenschluss von StudentInnenschaften: fzs*)

学生自由連盟 (fzs) は、ドイツの学生団体の超党派の連合組織である。約 80 の加盟組織があり、ドイツの約 100 万人の学生を代表している。fzs は、全国にわたる高等教育機関、政治および世間に対して、社会的、文化的、政治的および経済的な学生の関心事項の声を代表する。活動内容は以下のとおりである。

- 高等教育における法的財政的に保護された学生の代表の地位
- 連邦および州レベルで、高等教育機関の全ての政策決定への学生の参加
- 教育への自由なアクセス
- 親の収入にかかわらず、学生の必要を満たす保障
- 教育と社会における差別の撤廃
- 学術と社会に関しての批判的な意見交換
- 国内および国際的な学生団体のネットワークとの協力

また、fzs は、アクレディテーションにおける学生評価委員の登録制度 (student accreditation pool) の主要組織である。学生登録事務所は fzs 内にあり、学生評価委員の研修と派遣には fzs が責任を負う。

○ドイツ学生互助会 (*Deutsches Studentenwerk: DSW*)

ドイツ学生互助会は、ドイツにある 58 の学生互助会の統括組織である。学生互助会は、大学のパートナー組織であり、約 200 万人の学生に対して学修に関わる支援を行う。

出典：

学生自由連盟 (fzs) ウェブサイト http://www.fzs.de/en/ueber_uns/geschaeftsstelle/index

ドイツ学生互助会 (DSW) ウェブサイト <http://www.internationale-studierende.de/en/home/>

8. 授業料および学生に対する財政支援

8-1) 授業料

各州は独自の裁量で、学生に授業料を課することができる。近年、いくつかの州が学期ごとに最大 500 ユーロの授業料を徴収していたが、現在では、全ての州で授業料の徴収は廃止されている。一方、ほとんどの州では、大学に長期間在籍している学生、および追加の学修課程に在籍する学生、また場合によっては、EU 外からの学生に対して、授業料を課している。

8-2) 学生に対する財政支援

連邦教育訓練助成法 (Bundesausbildungsförderungsgesetz: BAföG)

連邦教育訓練助成法 (BAföG) は、研修支援と教育の機会均等を目的としている。学生はこの法律に基づいて、奨学金と学生ローンを受け取ることができる。BAföG に基づく助成は、家庭の状況に応じて異なる (学生自身、学生の配偶者、および保護者の所得が全て考慮に入れられる)。奨学金等の財源は連邦政府 (65%)、各州 (35%) で分担している (2010 年)。

○受給資格

ドイツ国民と EU または EEA (欧州経済地域) 加盟国からの学生が対象となり、要件を満たした場合、受給できる。一般的に、受給希望者は、ドイツ在住である必要があり、EU / EEA の市民である場合は子供に EU 域内の移動の自由裁量があるか、または自身がドイツで就職している必要がある。一定の法的身分 (例えば、永住資格) を持つ他の外国人も対象となることがある。ドイツに学問を目的に渡航し、上述の基準をどれも満たさない外国人学生は、一般に BAföG の受給資格が与えられていない。

原則として、BAföG による奨学金受給資格は、学士課程の場合、30 歳までに学修プログラムを開始した者が対象となる。修士課程の場合は 35 歳までに開始した者が対象となる。

○期間、支給額

BAföG の奨学金およびローンは 1 年の期間 (月単位で支払い) とえられる。奨学金の支給継続期間は、専攻分野に応じて定められている。

学生に支払われる教育支援の額は、一般的な生活費と教育訓練費を含む基本的なニーズに応じて算出される。自宅から離れて暮らす学生のための財政援助の最大額は、現在月額 670 ユーロである。正確な金額は、住宅、健康保険の状況、所得、貯蓄、また申請者および申請者の配偶者や保護者の資産を含めた様々な要因によって異なる。高等教育機関の学生は、50%を奨学金の形で、残りの 50%を学生ローンの形で受け取る。

○返済

ローンにかかる返済義務は、融資を受けた最初の教育プログラムにおける標準修業期間終了時から 5 年後から生じる。BAföG ローンは、無利子である。毎月の返済額は少なくとも 105 ユーロで、20 年以内に返済できる。

その他の学生財政支援

○ドイツ所得税および児童手当法

25歳以下の全ての学生が、税控除 (家族にも権利付与) を得られる。

○教育クレジットプログラム (Bildungskreditprogramm)

2001年に導入されたプログラム。教育課程の区分ごとに最大クレジット額7,200ユーロを、月額100、200または300ユーロを選択して24か月間受給可能。連邦教育訓練助成法 (BAföG) を受け取れない学生の助けとなる。

○ドイツ復興金融公庫（KfW）の学生ローンプログラム

2006年に開始された制度。いかなるコースの学生でも、所得や資産にかかわらず、生活費を賄うため、月額100～650ユーロのローンが利用できる。

○ドイツ学術交流会（DAAD）奨学金

ドイツ人学生、研修生、インターン生、大学院生、研究者、芸術家、大学職員のための個人向け奨学金。

○全国奨学金プログラム（*Deutschlandstipendium*）

ドイツの高等教育機関において特に才能のある学生のために、連邦政府によって2010年7月に制度化された奨学金プログラム。資金は月額300ユーロであり、民間のスポンサー（企業や財団、個人等）と連邦政府によって提供される。

このほかにも、特に才能のある学生は、関連する財団から助成金を受け取ることができる。この種の財団でドイツで最も大きい組織は、ドイツ全国奨学金財団²²である。連邦政府は、助成により、これらの財団の業務を支援している。各州は、ドイツ全国奨学金財団に助成している。

出典：

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

BMBF ウェブサイト <http://www.bmbf.de/en/18228.php>

ドイツ学術交流会（DAAD）ウェブサイト <http://www.daad.de/deutschland/stipendium/en/>

9. 学生のための情報源

学習関連

【高等教育に関連するウェブサイト】

○Higher Education Compass (HECompass) <http://www.hochschulkompass.de/>

（英語・ドイツ語）

大学学長会議（HRK）が運営しているサイト。高等教育機関、学位プログラム、博士プログラム、国際的なパートナーシップの4セクションで検索が可能。

○Research Map <http://www.hrk.de/activities/research-map/> （英語・ドイツ語）

ドイツの各大学の「重点研究分野」を検索することができるデータベース。「重点研究分野」とは、各大学の特定研究分野において少なくとも25人の教授が密接に協力して研究を行っているものをさす。データベースへの登録は、HRK加盟機関に限定されており、大学は8件まで重点研究分野を登録できる。専門大学のためのResearch Mapは準備中である。

○ドイツ教育サーバー <http://www.eduserver.de/> （英語・ドイツ語）

ドイツの教育制度についてのウェブポータル。

²² ドイツ全国奨学金財団：*Studienstiftung des deutschen Volkes*

○Uni-assist <http://www.uni-assist.de/>（英語・独語・スペイン語・フランス語・ロシア語）
外国人入学志願者のための大学申請サービス

【高等教育関連団体・組織】

○ゲーテ・インスティテュート（*Goethe-Institut*）

（本部）<http://www.goethe.de/enindex.htm>（英語・ドイツ語）

（東京）<http://www.goethe.de/ins/jp/tok/deindex.htm>（日本語・ドイツ語）

（大阪）<http://www.goethe.de/ins/jp/osa/jaindex.htm>（日本語・ドイツ語）

ドイツの文化機関。外国におけるドイツ語学習や国際文化交流の促進を行う。ドイツの文化、社会、政治に関する情報を提供。

○ドイツ科学・イノベーションフォーラム東京 <http://www.dwih-tokyo.jp/de/home/>

（日本語・英語・ドイツ語）

研究機関や研究助成金などの情報提供を行うウェブサイト。

生活関連

○ドイツの実情 <http://www.tatsachen-ueber-deutschland.de/>（日本語・英語・ドイツ語・他）

ドイツに関する様々な情報を伝えるハンドブック。

○Deutschland.de <https://www.deutschland.de/de>（英語・ドイツ語・他）

雑誌 Deutschland のオンライン版。ドイツ連邦外務省が編集に協力している。政治、経済、文化、環境、知識および生活に関する情報を提供。

○Study in Germany <http://www.study-in.de/de/>（英語・ドイツ語）

ドイツでの学習、生活についての情報サイト。

○Studienwahl.de <http://www.studienwahl.de/de/index.htm>（英語・ドイツ語・スペイン語・フランス語）

各州常設文部大臣会議とドイツ連邦雇用庁が共同で運営するサイト。ドイツの高等教育機関で学習する準備のために必要な、包括的な情報を提供。

○Young Germany <http://www.young-germany.de/>（英語）

Young Germany Japan <http://www.young-germany.jp/>（日本語）

ドイツのトレンドとライフスタイル、職業訓練とキャリア形成、イノベーションとデザインに関する情報を提供。

10.ドイツの高等教育に関する政策動向

○高等教育協定 2020 (*Hochschulpakt 2020*)

2020 年までに高等教育機関に入学する学生数を増加させること、および高等教育機関における研究の有効性を維持するため、2007 年に連邦政府と州政府が合意した協定。本協定により、機関が十分な学習環境を整備できるよう財政措置される。

第1段階 (2007～2010 年)：2007 年 6 月 14 日に、連邦政府と各州は、高等教育協定 2020 に関する行政取極協定を締結。高等教育協定 2020 の第 1 段階では、大学は、2010 年までに(2005 年の数と比べて) 追加で合計 91,370 人の入学者を受け入れることを目標とした。最終的に入学者は 185,024 人に達し実績は目標値を超えた。さらに、大学の研究を支援するために一時金の支払いがなされた。

第2段階 (2011～2015 年)：2009 年 6 月 4 日に、連邦政府および連邦各州は、高等教育機関の業績を維持し、大学へのアクセスをより増やすことを目指して、高等教育協定 2020 の継続に合意。協定は 2015 年末まで延長されることとなった。これは、新たに入学してくる学生のためのプログラムへの支援、およびドイツ研究振興協会 (DFG) によって支援される研究プロジェクト用一時金支払いの計画を含んでいる。修士段階の学習機会の拡大のために、連邦政府は約 50 億ユーロを投資している。

○エクセレンス・イニシアチブ (*Exzellenzinitiative*)

連邦政府と州政府が、2005 年 6 月 23 日に可決した政策で、大学内にとどまらず大学外の研究機関や経済界との協力による科学活動を支援するもの。ドイツ研究振興協会 (DFG) が学術協議会 (WR) とともに、エクセレンス・イニシアチブの運営を行っている。

資金提供の期間は 5 年間である (第一期は 2006 年から 2011 年)。受給条件は、連邦および州政府によって指定された基準に従って定義されている。

2009 年 6 月、連邦政府と州政府は、さらに 5 年間 (2012 年から 2017 年まで) のエクセレンス・イニシアチブの継続を承認し、27 億ユーロを割り当てることとしている。

○大学教育の質改善に関する協定 (*Qualitätspakt Lehre*)

教育の質改善に関する協定は、地域における特定のニーズにあわせて、学習環境および教育の質改善のために効果的な措置がとれるよう、高等教育機関に対して幅広い支援を提供するものである。この協定は、2010 年 6 月 10 日の連邦政府と州政府の共同協定が基になっており、2011 年から 2020 年までに、連邦政府はドイツの高等教育機関でのより良い学習環境のため、最大 5 年間で約 20 億ユーロを調達することが盛り込まれている。

2011/12 年の冬学期以来、すでに 111 の高等教育機関 (研究型の総合大学から地域志向の専門大学まで) が、この制度により学習環境の改善のため連邦政府から助成を受けた。第 2 期でも、多くの機関が、2012 年夏学期から支援対象に選ばれた。この協定による支援先は、現在、全 16 州で 186 大学に到達し、これはドイツの全州立大学の 77%に相当する。186 大学のうち 78 が総合大学、78 が専門大学、30 が芸術・音楽大学である。

出典：

欧州委員会 Eurydice -*Organization of the education system in Germany 2009/10.*

BMBFウェブサイト <http://www.bmbf.de/en/1321.php>
<http://www.bmbf.de/en/6142.php>
<http://www.bmbf.de/en/15375.php>

ドイツ研究振興協会（DFG）ウェブサイト http://www.dfg.de/en/research_funding/programmes/excellence_initiative/general_information/index.html

Ⅲ. 質保証制度

1. ドイツの質保証制度の概要

高等教育大綱法（HRG）第 59 条および各州の高等教育法の下、高等教育機関は各州の監督下にある。学習および試験の内容と構成、並びに高等教育の質にかかる責任は、州の所掌である。しかしながら、質向上を視野に入れた、組織構造、教育・学習に関するプロセス、および実績をみる体系的な評価は、1980 年代の終わりまでドイツでは行われていなかった。質に関する実質的な評価概念はまだ制度化されていないものの、これまで管理メカニズムがまったく存在しなかったということではない。

ドイツの高等教育機関で新しい課程を設置するには、各州による学修課程（教育プログラムの内容や構成）および試験規程（学位の授与は高等教育機関の試験を根拠として行われる）の認可が必要とされていた。この認可は、学習と試験に関する枠組み規程（*Rahmenprüfungsordnungen*）という、各州と大学学長会議（HRK）によって承認された規程に従って、長年審査手続きが行われてきた。ただし、通常 2 年、もしくはそれ以上かけて審査するという、長く非常に複雑なプロセスであった。

ドイツにおける教育の質保証が、このような事前規制を通して行われてきた一方で、他国では評価に基づく事後規制が発展していった。国際的動向（ボローニャ改革）と質保証の認識の増加に伴い、ドイツでも評価およびアクレディテーションの仕組みが導入されることになった。現在、質保証に関する事前・事後規制の対象は大学の教育部分のみであり、研究面についてはドイツ研究振興協会（DFG）などの学術振興組織による競争的資金の審査が質保証に寄与しているという考え方である。

アクレディテーション

アクレディテーションの目的は、学術的目標と教育内容に関して、（最低）水準を保証すること、ガイドラインに則した構成とすること、学位の職業との関連性および学修プログラムの実現性を確かめることである。個々の州の法律では、どの程度まで、第三者機関の実施するアクレディテーションが新しい課程の州認可のための前提条件となるか定められている。

ドイツのアクレディテーション制度の構造は、アクレディテーション協議会が行うものと複数のアクレディテーション機関が行うものとの 2 段階から成り立っている。アクレディテーション協議会は、アクレディテーションのための規範、手順および基準を決定するが、部分的に各州常設文部大臣会議（KMK）の規程を採用している。また、アクレディテーション協議会は、高等教育機関のアクレディテーションを実施する個々のアクレディテーション機関を認定する役割を担っている。アクレディテーション協議会に認定された機関だけが、学位プログラムをアクレディテーションすることができる。現在、地理的もしくは専門分野別に、全部で 10 のアクレディテーション機関（ドイツ、オーストリア、スイスに所在）がアクレディテーション協議会により認定されている。

評価（Evaluation）

評価の目的は、評価される機関の優れた点と改善点を明確にし、質保証および質改善に関するより体系的な戦略に結びつけることである。評価は高等教育機関における一般的な職務として、全ての州の高等教育法に定められているが、アクレディテーション制度が、外部質保証の手段として導入される以前に始まったものがほとんどである。評価の結果は、州からの高等教育機関への財源分配の基準として考慮に入れられるようになっている。

ドイツにおいては、内部評価（内部質保証）と外部評価（第三者評価）からなる２段階の評価システムが広く適用されている。内部評価は、個々の学部や学科によって実施され、研究の側面を考慮に入れて、教育と学習に対する体系的な調査と分析によって行われる。外部評価はピアレビューの形で行われる。評価活動を調整する全国的機関は存在しない。しかしながら、内部および外部評価を支えるために様々な組織が設立され、現在では、これらは 16 州全ての高等教育機関をカバーしている。

出典：

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

Kulwer Academic Publishers (2004) *Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area*.

Barbara M. Kehm (2004) *The German System of Accreditation*.

2. ドイツにおける質保証制度の発展

1990 年代半ば以降

16 州の各高等教育法（研究と高等教育機関の他の活動分野に関する規程も含む）のほとんどで、教育機関は教育と学習における内部質保証を行うことが義務づけられた。

1995 最初の評価機関（evaluation agency）が設立。

1997 大学学長会議（HRK）と各州常設文部大臣会議（KMK）が学習と試験に関する枠組み規程の制度を停止することを決定。

1998 HRK と KMK の決定により、学士、修士課程のためのアクレディテーション制度の導入を決定。

1999 アクレディテーション協議会の 3 年間パイロット期間の開始。

2000 アクレディテーション機関および学士、修士課程に対する最初のアクレディテーションが実施。

2001 国際的な専門家グループによるアクレディテーション協議会の評価の実施。

2002 KMK 決議により、ドイツにおけるさらなるアクレディテーション制度に関する制定法が定められ、全ての課程がアクレディテーションの対象になる。

2004 芸術大学の連続した課程、職業アカデミーの学士課程および教育養成の学士、修士課程がアクレディテーション制度に含まれた。

2005 KMK が教育に関して包括的な質保証枠組みの概念を可決。
公共法の下で、アクレディテーション協議会が財団として発足。

2007 KMK 決議により、高等教育機関全体の内部質保証の仕組みを評価するシステム・アクレディテーション（29 ページ参照）の履行を通して学修プログラムのアクレディテーションを向上させることを決定。

アクレディテーション協議会が、システム・アクレディテーション基準とシステム・アクレディテーション実施のための一般原則を決定。

2008 システム・アクレディテーション制度の導入。

出典：

Accreditation Council *The German Accreditation System. Presentation material, 29th March 2012, Bonn, Germany*.

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

Andrea Bernhard (2011) *Quality Assurance in an International Higher Education Area - A Case Study Approach and Comparative Analysis*.

3. ドイツ高等教育の質保証制度の種類

3-1) アクレディテーション

アカレディテーション制度において、州は学習提供における構成条件を定めることにより、高等教育における学習について責任を担っている。学習提供における構成条件は、資格（学位）の同等性および他の高等教育機関への編入の可能性を保証するものである。構成条件の順守は課程のアカレディテーションのための前提条件である。州法では、アカレディテーションが新しい課程の州認可のためにどの程度前提とされるのか定められている。

アカレディテーションは外部の委員から成るピアレビューで行われ、学習コースは定期的に再アカレディットされる必要がある。

ドイツにはプログラム・アカレディテーションとシステム・アカレディテーションの2種類があり、高等教育機関は2つのタイプのどちらかを選択することができる。

アカレディテーション制度の法的根拠は、ドイツ学修課程アカレディテーション財団設立法で定められている。

出典：

Accreditation Councilウェブサイト <http://www.akkreditierungsrat.de/>

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

Andrea Bernhard (2011) *Quality Assurance in an International Higher Education Area - A Case Study Approach and Comparative Analysis*.

3-1-1) プログラム・アカレディテーション

州立または州認可の高等教育機関における学士および修士プログラムが、アカレディテーションの対象となる。学修プログラムが首尾よくアカレディテーションを受けた場合、条件つき、あるいは条件なしにかかわらず、一定期間有効の適格認定が与えられることになり、この期間、アカレディテーション協議会の質保証資格（Quality Seal）を保持することになる。

アカレディテーション・プロセス

プロセスは数段階あり、独立したピアレビューの原則に基づいている。

第1段階 申請：

- 高等教育機関は、ひとつ、もしくはいくつかのアカレディテーション機関に連絡をとる。
- アカレディテーション機関は、アカレディテーション費用を見積もり、アカレディテーションのスケジュールを提案する。高等教育機関は、選択したアカレディテーション機関と契約を結ぶ（費用は一般的に交渉事項であるが、アカレディテーション機関は基金や非営利団体として設立されているので、利益を出さないように義務付けられている）。
- 高等教育機関は、アカレディテーション機関に、学修プログラムの適格認定のため、自己報告書と関係資料を提出する。

第2段階 評価手順：

- アカレディテーション機関は専門家グループを任命（特定の学術分野の代表（大学等からの代表）、学生代表、産業界からの実務家等）

- 専門家パネルが自己報告書を分析し、アクレディテーション機関の職員の協力とともに訪問調査の準備をする。
- 訪問調査（1 日～2 日）：高等教育機関の管理運営関係者、プログラム担当責任者、教員、学生との個別インタビューを行う。

第3段階 決定：

- アクレディテーション機関のサポートのもと、専門家グループが評価報告書を作成（アクレディテーション協議会策定の評価基準をもとに作成）。
- 審査の結果が確定する前に、高等教育機関は評価報告書を受け取る（評価結果に関連する専門家からのコメント、指摘事項記載箇所を除く）。
- アクレディテーション機関は、評価報告書、改善を要する点などの専門家パネルの意見および高等教育機関からのコメントを参考にした上で評価結果を確定する。結果は、適格認定を出すか、または不認定のいずれかであり、適格認定の場合は条件付きか、条件なしがある。大抵は、改善を要する事項があわせて付け加えられる。ほとんどの部分について、アクレディテーション機関やその委員会は、専門家パネルの結論を尊重している。
- 適格認定の必要条件に不足の点があるものの、9 か月以内に改善が見込まれる場合には、条件付き認定が付される。9 か月以内の改善が見込まれない場合は不認定となる。
- 審査手続きの保留は一回限り、期間は最大 18 か月まで可能である。保留期間の間に高等教育機関は、改訂した自己報告書を提出し、再度審査を受けなければならない。
- プロセスを経て、アクレディテーション機関は、評価結果、専門家による評価報告書、および評価に関わった専門家グループの氏名の公表を行う。不認定の場合には報告書の公表に代えて、これに相当する評価情報をアクレディテーション協議会に提出する。
- アクレディテーション機関は適格認定の結果をいつでも実証しなければならない。つまり、不認定や条件付き認定、一時保留、専門家パネルとの意見相違にかかる理由について明確性が求められる。

プログラム評価基準

- 学修プログラムにより授与される学位・資格の設定
- 体系的な構造における学修プログラムの統一性
学修プログラムは、次の順守が求められる。
 - ① ドイツ高等教育学位のための資格枠組み
 - ② 学士および修士プログラム・アクレディテーションに関する各州共通ガイドライン
 - ③ 学士および修士プログラム・アクレディテーションに関する各州固有のガイドライン
 - ④ 上記に関し、アクレディテーション協議会が解釈・統合した基準
- 学修プログラムの基本理念の質
- アカデミック・フィージビリティ（プログラムの実施可能性）
- 試験制度
- プログラムに関連した協力

- 施設・設備および教員
- 情報の透明性・文書化
- 質保証とさらなる発展
- 特別な性質をもった学修プログラム（e ラーニング、遠隔教育、パートタイムなど）
- 男女平等および機会均等

有効期間

- アクレディテーションの有効期間は 7 年であるが、最初のアクレディテーションでは、有効期間は 5 年間。当該アクレディテーションの結果が最終的に確定した日をもって、適格認定資格の効力が発効する。
- 条件付き認定の場合の有効期間は、7 年より短いものとする。
- 認定を受けたプログラムは有効期間中、アクレディテーション協議会から質保証資格（Quality Seal）を付与される。

出典：

Resolution of the Accreditation Council (2013) *Rules for the Accreditation of Study Programmes and for System Accreditation*.

Accreditation Council ウェブサイト <http://www.akkreditierungsrat.de/>

Accreditation Council *The German Accreditation System. Presentation material, 29th March 2012, Bonn, Germany.*

Barbara M. Kehm (2004) *The German System of Accreditation*.

3-1-2) システム・アクレディテーション

システム・アクレディテーションは、高等教育機関にとって必須となっているプログラム・アクレディテーションに代わるものとして 2008 年に導入された。システム・アクレディテーションでは、高等教育機関の全ての側面を評価することを意図するのではなく、提供される学修プログラムに関する高等教育機関の内部質保証プロセスの信頼性を評価することを意図している。システム・アクレディテーションの目的は、個々の学修プログラムのアクレディテーションのための費用と労力を減らす一方、高等教育機関の内部質保証のさらなる発展を支援することにある。

システム・アクレディテーションで適格認定されれば、認定期間中に高等教育機関内で提供または導入される、全ての学士/修士学位プログラムが認定されていることになる。各学修プログラムの更なる個々のアクレディテーションは必要としない。

なお、システム・アクレディテーションを受けるためには、高等教育機関は、次の要件を満たしている必要がある。

- 高等教育機関全体をカバーする内部質保証システムが確立され、少なくとも 1 つの学修プログラムが既にそのシステムの下で提供されていると証明できること。
- 過去 2 年の間に、システム・アクレディテーションで否定的な結果を付与されていないこと。

評価プロセス

第 1 段階 申請：

- アクレディテーション機関は、申請する高等教育機関と事前会談を行い、手順の内容、段階、基準について知らせる。
- 高等教育機関による申請書の提出。機関の簡単な説明、内部管理体制、教育および学習分野における質保証システムにかかる記述が含まれる。
- アクレディテーション機関は、高等教育機関がシステム・アクレディテーションを受けるための前提条件を満たしているかどうか予備評価を行う。
- 高等教育機関による書類の提出（内部管理体制、意思決定体制、高等教育機関全体の使命と性格、提供している学修プログラム、質に関する目標の定義、教育および学習分野における内部質保証システムを記載）。

第 2 段階 評価手順：

- アクレディテーション機関による専門家グループの任命（高等教育機関の管理分野の経験を持つ者 3 名、高等教育機関の内部質保証分野の経験を持つ者、高等教育機関の自己運営分野およびアクレディテーション経験のある学生メンバー、産業界からの実務家 1 名）
- 第 1 回訪問調査（情報収集、申請書類等の記載事項の確認）
- 第 2 回訪問調査（批評的分析、高等教育機関の長、事務スタッフ、機会均等の担当委員、質保証担当者、教授、学生代表との面談）
- 学修プログラムのカリキュラム編成の適切性、学修プログラムの管理および質保証のサンプル評価（※）。アクレディテーション機関が、サンプル評価を行うプログラムの数や基準を定める。

※サンプル評価とは

いくつかの学修プログラムを確認して、当該機関におけるカリキュラム編成の適切性や、学修プログラムの管理や質保証を調査・確認する手段。内部質保証システムによって、目指された効果が実際に学修プログラムのレベルで与えられているかどうかを調査し、学修プログラムのアクレディテーション基準、各州文部大臣会議（KMK）で指定されたガイドライン、州独自のガイドラインを遵守しているかどうかを確認するものである。

第 3 段階 決定：

- 専門家グループによる最終報告書の作成
- 高等教育機関への評価報告書の送付（評価結果や関連する専門家からのコメント、指摘事項記載箇所を除く）。
- 評価結果の確定（専門家の報告および高等教育機関からの意見を参考にした上でまとめられる）。
- 結果の種類は、適格認定、条件付き認定、不認定のいずれか。適格認定の必要条件に不足の点があるものの、9 か月以内に改善が見込まれる場合には、条件付き認定が付される。本質的に、9 か月以内に改善が見込まれない場合は不可となる。

- 審査手続きの保留は、1 回限り、通常 12 か月間であるが、24 か月を超えない範囲で可能である。
- アクレディテーション機関は、評価結果、専門家グループによる報告書、専門家グループの氏名の公表を行う。

第 4 段階 フォローアップ：

適格認定の期間が半分経過した時点で、高等教育機関は、アクレディテーション機関に対し自己評価報告書を提出する（中間評価）。この自己評価書では、これまでの適格認定期間中に実施した内部質保証手順の概要を基本的に記載する。アクレディテーション機関は、中間評価の結果に関する報告書を提供する。これは、場合によっては、改善を要する点に関する提言を含んでおり、結果については、当該機関に示されるとともに、公表される。

評価基準

- 資格（学位）取得目標
- 教育と学習にかかる内部管理システム
- 内部質保証
- 報告システムとデータ収集
- 責任説明
- 文書の公表
- 他機関との協力

有効期間

- システム・アクレディテーションの有効期間は 8 年だが、最初のシステム・アクレディテーションでは有効期間は 6 年。有効期間はアクレディテーションの決定の発効日から開始する。
- 制度上、ひとつのアクレディテーション機関で拒否された場合、他のアクレディテーション機関に再申請できない。同一の機関で受審する必要がある。

出典：

Resolution of the Accreditation Council (2013) *Rules for the Accreditation of Study Programmes and for System Accreditation*.

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

Accreditation Council *The German Accreditation System. Presentation material, 29th March 2012, Bonn, Germany*.

Foundation for International Business Administration Accreditation (FIBAA) *The Quality Seal for Higher Education Institutions. Presentation material, 30th March 2012, Bonn, Germany*.

3-1-3) 私立高等教育機関のアクレディテーション

州認可された私立高等教育機関は、学術協議会（WR）によって実施されるレビュー（機関別アクレディテーション）を受ける。この機関別アクレディテーションは、機関の側面（資源、管理の持続性）と研究面を参照し、教育面はみていない。

これに加えて、私立の高等教育機関は、アクレディテーション協議会の規程に従って一定期間ごと

に義務的なプログラム・アクレディテーション、またはシステム・アクレディテーションを受けなければならない。

出典：

Accreditation Council *The German Accreditation System. Presentation material, 29th March 2012, Bonn, Germany.*

3-2) 評価 (Evaluation)

大学学長会議 (HRK) と学術協議会 (WR) の勧告に基づいて、教育 (教授法) のための評価手順が 1990 年代半ばに導入された。評価の目的は、評価される機関の優れた点と改善点を明確にし、質保証および質改善に関するより体系的な戦略に結びつけることである。高等教育機関の一般的なタスクとして、評価は全ての州の高等教育法に導入されている。しかしながら、アクレディテーションの義務化により、重要性が低くなってきている。

ドイツにおける評価は、内部評価 (内部質保証) および外部評価 (第三者評価) を組み合わせた 2 段階のシステムが広く適用されている。評価 (5～8 年サイクル) の主要要素は内部自己評価、外部ピアレビュー、フォローアップである。

評価によって得られた結果は、学修プログラムと教育を改善するための方法とみなすことができる。さらに、高等教育機関にとって、社会に対して教育および研究成果を説明することは必要である。評価結果は、州において高等教育機関への財源配分の際に、考慮に入れられるようになっている。

3-2-1) 内部評価 (内部質保証)

内部評価は、学科・学部単位で行われ、体系的な調査と教育と学習、研究を考慮した分析で構成され、書面による報告で結論が出される。これをもとにして、外部評価者による最終報告書により調査結果と勧告が示される。

自己評価における内容には基本的に次のものが含まれる。

- 部局の構成と組織
- 教育と学習目標
- 学修プログラム
- 教授陣と資源
- 学生と学修課程
- 教育と学習
- 教育と学習に関する学生とスタッフの意見
- 労働市場における状況と卒業生の雇用状況

学生 (場合によっては卒業生も含める) による授業批評は、現在、高等教育セクターにおいて広く使用する教育評価の手法となっている。高等教育機関の教育スタッフにとって、この批評は重要であり、担当する授業方法の見直しや改善点を認識することができる。

3-2-2) 外部評価 (第三者評価による質保証)

外部評価は州レベルの地域評価機関または全ての州を網羅する高等教育機関のネットワークもしくは団体によって行われる。ただし、評価活動を調整するための全国的機関はない。

外部評価は常にピアレビューの形をとる。他の高等教育機関、研究施設、ビジネス団体からの適切な専門家によって行われる。

地域評価機関は全ての評価手順（タイムスケジュールの管理、提供されたデータの完璧な調査、訪問調査の編成、最終報告書の発行）の準備と運営を行う。高等教育機関は自己評価を実施し、自己評価報告書を作成しなければならない。評価機関はこの自己評価報告書をピアグループメンバーに配布する。ピア評価者による訪問調査は、訪問機関の様々な役職者へのインタビューを含む。ピア評価者による調査報告書には、内部評価の批評的レビュー、問題の定義と可能な解決策の概要が含まれる。

主な評価機関・ネットワーク

- 北部ドイツ大学連盟
Verbund Norddeutscher Universitäten
- 中央評価・ア krediti ーション機関
Zentrale Evaluations- und Akkreditierungsagentur Hannover: ZEVA
- ノルトライン・ヴェストファーレン州専門大学評価事務所
Evaluation Office of the Universities Applied Sciences in North Rhine - Westphalia
- ノルトライン・ヴェストファーレン州大学評価事務所
Evaluation Office of the Universities in North Rhine - Westphalia
- ダルムシュタット、カイザースラウテルン、カールスルーエおよび連邦工科大学・チューリッヒ評価ネットワーク
Evaluation Network of the Universities of Darmstadt, Kaiserslautern and Karlsruhe, with the ETH Zurich acting as an external moderator
- ハレ、イエナ、ライプツィヒ大学間評価ネットワーク
Universitätsverbund Halle - Jena - Leipzig
- バーデン・ヴュルテンベルク州評価機関
Evaluationsagentur Baden-Württemberg: evalag

出典：

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

Kulwer Academic Publishers (2004) *Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area*.

3-3) 国際化と質保証

3-3-1) 大学学長会議による大学の国際化監査（オーディット）

大学学長会議（HRK）は、国際的戦略において、国際化された大学だけが積極的にグローバル化のプロセスを形成し、自身の競争力を保証できるという信念を表明している。この信念に基づいて、HRK は、ドイツの大学が自身で定める国際化の目標に従って、国際化プロセスを戦略的に展開し、かつ機関内にそれを定着させることを支援するため、2009 年に大学の国際化に関する監査（HRK オーディット「大学の国際化」）を開始した。オーディットは、各大学の目標に合わせて、単独および全般的に助言を提供するものである。HRK オーディット「大学の国際化」はドイツ連邦教育・研究省（BMBF）の資金提供を受け、HRK メンバー機関は費用がかからない。これまでに、120 を超える大学がこのプロジェクトに参加申請をした。

2009 年～2010 年の試行において監査を受けた 6 件を含め、2013 年末までに、合計で 42 件の監査が行われている。

大学にとってのオーディットのメリット：

- 大学の現在の学位の国際性に関する評価
- 大学の国際化目標の識別または定義づけ
- 機関の国際化戦略の（さらなる）発展
- 国際化と定義付けられた分野での具体的な対策の助言

オーディットプロセス

オーディットは約 12 か月間のプロセスである。大学の自己評価とその報告書に基づくコンサルタントグループによる大学への訪問調査が一番重要なプロセスである。

「大学の国際化」オーディットのプロセス

スタート：HRK オーディット書類の受領

オーディット開始前に、大学は自己評価報告書のひな形とプロセスの一般的なガイドラインを受領。大学はオーディット実行に責任を持つ内部プロジェクトグループを任命。

2ヶ月目：会議準備

2ヶ月目の期間中に、HRK のメンバー2 名が大学を1 日訪問し、プロジェクトメンバーとプロセスについて協議し、質問事項を明確にする。

4ヶ月目まで：自己評価報告書の作成

自己評価報告書は大学独自の機関の特徴や国際化プロセスの様々な局面の状況についての情報を記述する。さらに、報告書では、国際化のための機関の動機や目的を定義づけること、国際化の観点から大学の優れた点と改善点を確認すること、国際化における大学の潜在能力を評価することに務める。

5ヶ月目：オーディット訪問準備

オーディット訪問の準備として、大学は HRK に完成した自己評価報告書を提供。コンサルタントが報告書を分析し、訪問調査期間に大学関係者からの聞き取り事項を確認。大学と HRK は訪問調査期間中に行う個別もしくはグループ面談を指定。

6ヶ月目：オーディット訪問

自己評価報告書と並んで、3 日間の訪問調査はオーディットプロセスにおける最も重要なステップの一つ。大学の内部プロジェクトグループとオーディットチーム（外部コンサルタント3 名、HRK メンバー2 名）が面談し、自己評価報告書に基づいて、大学のさらなる国際化のための提案事項を作成。

9ヶ月目：最終報告書および提案事項の受領

訪問調査後、コンサルタントからの提案事項を詳細に報告書としてとりまとめる。この報告書は自己評価報告書で提出されたデータを考慮に入れ、大学の国際化プロセスが容易に効率よく実行できるよう、系統だてた方法で提案事項を提示する。最終報告書は大学に送付される。

12ヶ月目まで：実施方策の進展

最終報告書の受領後、大学の内部プロジェクトグループは様々な提案事項に対する実施方策を議論。オーディットチームは、各大学の特定の目標に作用する方針の進展を支援するために、機関に対してワークショップを実施する。オーディットワークショップの後、プロジェクトグループは大学経営者に承認された実行計画を HRK に送付する。

再オーディット

HRK はすでにオーディットプロセスを受けた大学に「再オーディット」を提供することによって、オーディットのコンセプトをさらに進展させようと計画している。この再オーディットは、最初のプロセスを補完し、結果の持続可能性を保証することを意図している。最初のオーディットの 2、3 年後に、大学は、オーディットの結果として導入された国際化構造およびイニシアチブの有効性について外部の視点を得ることができるようになる。

出典：

HRK ウェブサイト <http://www.hrk.de/hrk-international/audit-internationalisation/>

3-3-2) 資格の認証

ドイツは 2007 年 10 月 1 日に、欧州地域の高等教育に関する資格認証協定（リスボン協定）を批准した。この協定に基づき、外国の高等教育資格保持者の取得した学位を審査し、ドイツの大学に入学する資格があるかどうかの情報を提供する機関として、各州常設文部大臣会議（KMK）の事務局を拠点にした外国教育中央オフィス（ZAB）²³が設立された。

ZAB は、ドイツにおいて、外国の教育機関および大学の卒業・修了証明書に対する審査と分類を行う情報・専門機関である。国際的なレベルで、ZAB は、欧州委員会の提唱で設置されている各国の学術認証情報センター（NARIC）および欧州会議およびユネスコによって組織された欧州情報センターネットワーク（ENIC）と緊密に協力し、資格認証問題解決のために連邦政府によって指定されたナショナル情報地点である。

ZAB が管理する anabin という名称のデータベースを通じて、ZAB は約 180 カ国の教育制度についての情報を提供している。データは約 25,000 もの外国教育の修了証明を分類し、一般に公開されている。

※ ZAB ウェブサイト <http://www.kmk.org/zab.html> （ドイツ語のみ）

出典：

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

4. 質保証に関する法令

- 高等教育大綱法（HRG）【第 9 条第 2 項】
- 各州高等教育法
- 学修プログラムのアクレディテーションおよびシステム・アクレディテーションのための規則（アクレディテーション協議会決議（2009）、2013 年改定）
- 学士・修士課程アクレディテーションのための各州共通構造ガイドライン（ドイツ連邦共和国各州文部大臣会議決議（2003）、2010 年改定）
- アクレディテーション機関のためのアクレディテーション協議会規則（アクレディテーション協議会決議（2009）、2010 年改定）

²³ 外国教育中央オフィス：Zentralstelle für ausländisches Bildungswesen (ZAB)

5. 高等教育質保証に関するその他の動き

5-1) ランキング

ドイツでも 1990 年代初頭から一般紙などで大学ランキングが取り上げられるようになった。こうした中で、高等教育開発センター（CHE）※がドイツの高等教育機関のランキングを 1998 年に公表した。ランキングは学修プログラム、教材、設備、研究についての事実に加えて、高等教育機関における学習状況に関する 25 万人の学生による評価、並びに、学科の教育内容に対する教員の意見を含んでいる。

2005 年以来、このランキングはドイツの週刊誌 DIE ZEIT によって公表されている。CHE は概念、データ収集と分析に責任を持ち、協力パートナーである DIE ZEIT は、出版、販売、マーケティングを担当している。

※高等教育開発センター（*Centrum für Hochschulentwicklung: CHE*）

1994 年に非営利有限会社として、ベルテルスマン財団および大学学長会議（HRK）によって設立。

CHE ランキングは、高等教育開発センター（CHE）の様々なランキングへの取り組みをカバーしている。各取り組みは、以下のようにそれぞれ異なる焦点を持っている。

- CHE 大学ランキング

ドイツ語圏諸国における高等教育機関の包括的かつ詳細なランキング。主に 1 年生のニーズに対応するために設計。

- CHE 研究ランキング

研究実績に基づいてドイツの高等教育機関を分析

- CHE エクセレンスランキング

欧州全域で優れた学術部門を識別し、修士または博士の学位を取得するために最も適した機関を検索し、将来の大学院生を支援するプログラムの提供と学術の資質に関する詳細な情報を提供。

- CHE/ dapm 雇用適性評価

卒業生の専門的能力に寄与する資格や能力をどの程度促進しているかに基づいて、ドイツにおける学士プログラムを評価している。プログラムを評価するために、4 つの能力分野（方法論的スキル、ソフトスキル、実務経験、国際性）を評価する。

出典：

CHEウェブサイト <http://www.che-ranking.de/cms/?getObject=613&getLang=e>

IV. 質保証機関の概要

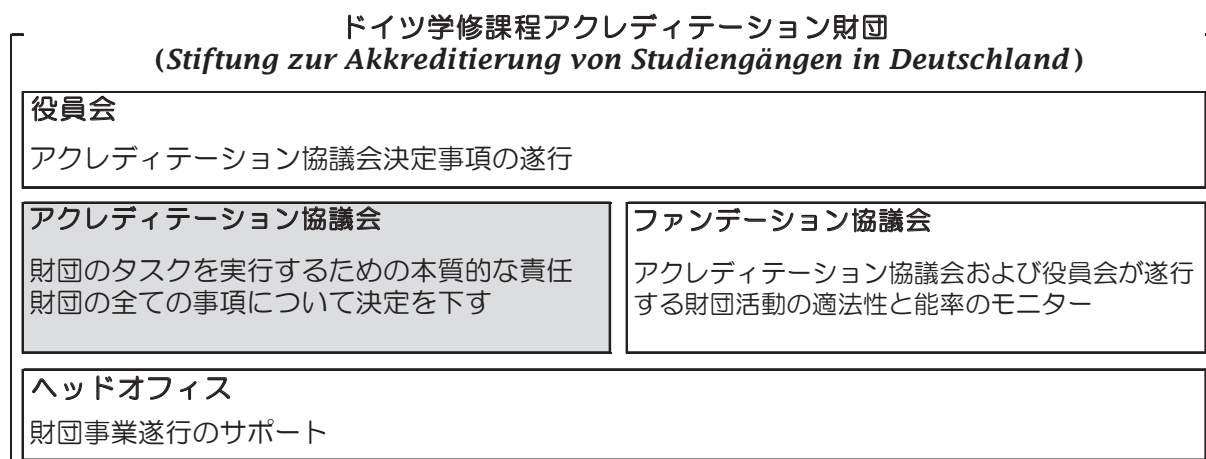
1. アクレディテーション協議会

1-1) 基本情報

組織名	Accreditation Council (Akkreditierungsrat) (アクレディテーション協議会) 正式名称「ドイツ学修課程アクレディテーション財団 (Stiftung zur Akkreditierung von Studiengängen in Deutschland)」
組織の性格	公的な財団法人
設立年	1999 年にパイロット機関として設立。 2005 年に、法人格を持つ、ドイツ学修課程アクレディテーション財団となる。
所在地	ノルトライン・ヴェストファーレン州ボン (ドイツ) Adenauerallee 73, 53113 Bonn, Germany
代表者	Dr. Olaf Bartz (Managing Director)
予算	年間 480,000 ユーロ 主に 16 の州から資金提供を受けている
組織体制	【アクレディテーション協議会の構成】 高等教育機関代表 (4 名)、各州代表 (4 名)、専門実務者代表 (5 名)、学生代表 (2 名)、アクレディテーション経験のある海外の専門家 (2 名)、評価機関からの代表者 (1 名)

(2012 年 12 月現在)

組織図



出典：

Accreditation Council The German Accreditation System. Presentation material, 29th March 2012, Bonn, Germany.

Law establishing a foundation "Foundation for the Accreditation of Study Courses in Germany".

1-2) 使命・役割

使命

ドイツ学修課程アクレディテーション財団は、学修プログラムの適格認定（アクレディテーション）の実施により、学修プログラムと教育の質保証に関する法定に従う使命をもつ。

財団は、ドイツの高等教育機関における学修プログラムと教育の質を保証し発展させることに重要な貢献をする組織として自らを位置づけ、この質を文書により立証し、ドイツ国内および国外でのドイツの学修課程に対する評判を保証し向上させることを目指している。

役割

財団は、以下の役割によって、その使命を実行する。

- アクレディテーション機関を認定し、アクレディテーションのための手続きの原則と基準を制定すること。
- アクレディテーション手続きの目的とその結果について、高等教育機関の全ての関係者および社会に知らせること。
- 高等教育機関が教育と学習の質について、より責任を負うことができるように、アクレディテーション制度を洗練すること。
- 国際的な背景の中でドイツのアクレディテーション制度を代表し、欧州高等教育圏の発展に関与すること。
- アクレディテーション機関と高等教育機関、学生コミュニティ、政府、産業界からのパートナー（海外も含め）を信用して相互に協力すること。

1-3) 組織の法的基盤

アクレディテーション協議会は当初 3 年間の試験期間で設立された後、国際的な専門家グループからの評価を受け、2002 年に各州文部大臣会議（KMK）によって承認された「組織規則」により永続性が与えられた。

2004 年 10 月 15 日に各州常設文部大臣会議（KMK）で合意された「ドイツのアクレディテーションの更なる発展の主要項目」に基づいて、各州（16 州）は、同年 12 月 16 日に財団に関する協定「財団：ドイツ学修課程アクレディテーション」を締結した。

アクレディテーション協議会の職務は、公共法の下で財団に位置付けられ、財団はノルトライン・ヴェストファーレン州の法律に従って法的能力を有し、設立された。2005 年 2 月 26 日の「ドイツ学修課程アクレディテーション財団」設立法の発効によって、各州間、および高等教育機関全体の認定手続きのための制定法（2002 年 5 月 24 日各州常設文部大臣会議決議の 2004 年 10 月 15 日版）は無効とされた。

出典：

Kulwer Academic Publishers (2004) *Accreditation and Evaluation in the European higher education area. Agreement on the Foundation "Foundation: Accreditation of Study Courses in Germany"*.

1-4) 主な業務内容

- アクレディテーション機関の適格認定および再認定（アクレディテーション機関に対し、期間限定で学修課程を認定するための権利を付与する）
- 各州独自に定められたガイドラインを、各アクレディテーション機関に共通するガイドラインへと集約すること
- 前提条件、アクレディテーション範囲を含めたアクレディテーション手順のための最低必要条件の規則化
- アクレディテーション機関によって行われたアクレディテーションのモニタリング

ドイツ学修課程アクレディテーション財団は、アクレディテーション機関間での公正な競争を保証する役目も果たす。さらに、欧州での進展を考慮に入れ、財団は外国の機関によるアクレディテーションの適格認定のための前提条件を決定する。財団はアクレディテーションと質保証の分野の国際協力を促進する。財団は連続した学習構造への学習システムの転換に関する発展およびアクレディテーションの状況における発展に関して、州に定期的に報告する。アクレディテーション協議会が財団に関する全ての事項について決定を行う。財団はまた、アクレディテーション制度とドイツにおける適格認定された学修課程のデータベース管理のための中心的な業務を行う。

アクレディテーション協議会は、アクレディテーション結果の公開データベースを整備し、各アクレディテーション機関はアクレディテーション結果をアクレディテーション協議会に報告する義務がある。ある大学が、あるアクレディテーション機関にシステム・アクレディテーションについて否認された場合、他のアクレディテーション機関に2年以内に申請することはできない。プログラム・アクレディテーションが否認された場合、高等教育機関は同じプログラムを他のアクレディテーション機関に申請することはできない。ネガティブな結果はアクレディテーション協議会には報告されるが、一般には公表されない。

出典：

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

Law establishing a foundation "Foundation for the Accreditation of Study Courses in Germany".

1-4-1) アクレディテーション機関の認定

アクレディテーション機関の認定は、アクレディテーション協議会によって作成されたアクレディテーション機関認定基準に従って行われる。

認定評価プロセス

第1段階 申請：

アクレディテーション機関は申請書と根拠資料を提出。根拠資料は、当該機関による自己説明書とアクレディテーション機関の認定基準に従った必要書類を含む。

第2段階 評価手順：

- アクレディテーション協議会が、調査手順に関連する全ての分野の評価を保証する専門家グループを任命。専門家グループは原則として5名から構成され、アクレディテーション協議会の

メンバーだけでなく、関連する利害関係グループの代表者、とくに、学術部門、学生、産業界からの実務家を含む。2名は外国人である必要がある。

- 申請書の理論的根拠の分析。
- アクレディテーション機関への訪問調査。
- 申請に関する最終決定に責任を持つ意思決定委員会会議への参加、機関の管理者、職員、教員との個別の議論を含む。
- 機関の申請書および個別の協定に基づいて、アクレディテーション協議会は申請機関が欧州高等教育質保証協会（ENQA）の会員基準を満たしているかどうかを評価し、その際には「ENQA 会員機関のナショナルレビューガイドライン」を適用する。

第3段階 決定：

評価グループによって作成された評価報告書に基づいて、アクレディテーション協議会は機関に対し適格認定、条件付き認定、プロセスの中断、または不認定のいずれかを決定する。

認定の必要条件に不足の点があるものの、6か月以内に改善することができる場合、適格認定は条件付きで与えられる。6か月以内に改善することができない不十分な事柄がある場合、不認定となる。申請機関が是正することが期待できる場合には、機関へのヒアリング後、認定の手順はアクレディテーション協議会によって設定される期間、保留することができる。ただし12ヶ月は超えないこととする。

評価基準

- 自己イメージおよびアクレディテーション業務への理解
- 構成および手順
- 独立性
- 設備
- 内部質管理
- 内部不服申し立て手順
- 報告

有効期間

適格認定の期間は5年間に限定されている。条件付き認定の場合、有効期間は短くなる。

出典：

Resolution of the Accreditation Council (2010) *Rules of the Accreditation Council for the Accreditation of Agencies*.

KMK (2013) *The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011*.

1-4-2) 適格認定されたアクレディテーション機関

アクレディテーション協議会から適格認定を受けたアクレディテーション機関は現在 10 機関。

分野別志向のアクレディテーション機関

AHPGS	正式名称	<i>Akkreditierungsagentur im Bereich Gesundheit und Soziales</i> (健康・社会科学プログラム・アクレディテーション機構)
	設置形態	非営利機関
	設立年	2001 年
	本部	バーデン・ヴュルテンベルク州フライブルク (ドイツ)
	ウェブサイト	http://ahpgs.de/ (ドイツ語のみ)
AKAST	正式名称	<i>Agentur für Qualitätssicherung und Akkreditierung kanonischer Studiengänge in Deutschland e.V.</i> (宗教・神学プログラム・アクレディテーション・質保証機構) ※プログラム・アクレディテーションの実施のみ認定
	設置形態	非営利協会組織
	設立年	2008 年
	本部	バイエルン州アイヒシュテット (ドイツ)
	ウェブサイト	http://www.akast.info/
ASIIN	正式名称	<i>Akkreditierungsagentur für Studiengänge der Ingenieurwissenschaften, der Informatik, der Naturwissenschaften und der Mathematik</i> (工学・情報学・自然科学・数学プログラム・アクレディテーション機構)
	設置形態	非営利協会組織
	設立年	2002 年
	本部	ノルトライン・ヴェストファーレン州デュッセルドルフ (ドイツ)
	ウェブサイト	http://www.asiin-ev.de/pages/de/asiin-e.-v.php
FIBAA	正式名称	Foundation for International Business Administration Accreditation (経済学・国際ビジネス経営プログラム・アクレディテーション機構)
	設置形態	ドイツ・スイスにおける非営利財団
	設立年	1994 年
	本部	ノルトライン・ヴェストファーレン州ボン (ドイツ)
	ウェブサイト	http://www.fibaa.org/de/startseite.html

分野に特化しないアクレディテーション機関

ACQUIN	正式名称	<i>Das Akkreditierungs-, Zertifizierungs- und Qualitätssicherungs-Institut</i> (アクレディテーション・認証・質保証機構)
	設置形態	会員制非営利組織
	設立年	2001 年
	本部	バイエルン州バイロイト (ドイツ)
	ウェブサイト	http://www.acquin.org/index.php
AQA※	正式名称	<i>Österreichische Qualitätssicherungsagentur</i> (オーストリア高等教育質保証機構)
	設置形態	独立機関
	設立年	2004 年
	本部	ウィーン (オーストリア)
	ウェブサイト	http://www.aqa.ac.at/
AQAS	正式名称	<i>Agentur für Qualitätssicherung durch Akkreditierung von Studiengängen</i> (プログラム・アクレディテーション・質保証機構)
	設置形態	会員制非営利組織
	設立年	2002 年
	本部	ノルトライン・ヴェストファーレン州ケルン (ドイツ)
	ウェブサイト	http://www.aqas.de/ (ドイツ語のみ)
evalag	正式名称	<i>Evaluationsagentur Baden-Württemberg</i> (バーデン・ヴュルテンベルク州評価機構)
	設置形態	バーデン・ヴュルテンベルク州の公益財団
	設立年	2000 年
	本部	バーデン・ヴュルテンベルク州マンハイム (ドイツ)
	ウェブサイト	http://www.evalag.de/dedievl/projekt01/index.php
OAQ	正式名称	<i>Organ für Akkreditierung und Qualitätssicherung der Schweizerischen Hochschulen</i> (スイス高等教育アクレディテーション・質保証センター)
	設置形態	独立組織
	設立年	2001 年
	本部	ベルン (スイス)
	ウェブサイト	http://www.oaq.ch/pub/de/01_00_00_home.php
ZEvA	正式名称	<i>Zentrale Evaluations- und Akkreditierungsagentur Hannover</i> (中央評価・アクレディテーション機構)
	設置形態	ニーダーザクセン州の高等教育機関の共同財団
	設立年	1995 年
	本部	ニーダーザクセン州ハノーバー (ドイツ)
	ウェブサイト	http://www.zeva.org/

※ オーストリアでは、2012 年 3 月 1 日に高等教育の質保証に関する新法が施行され、既存の 3 つの質保証機関（AQA、*Österreichischer Akkreditierungsrat : ÖAR*、*Fachhochschulrat: FHR*）を統合して、新しく「オーストリア質保証・アクレディテーション機関（AQ Austria）」を、第三者評価の単一組織として設立することとなった。AQA は、継続的な評価を完了するため、2013 年半ばまではその機能を維持し、徐々にその活動を新機関へ移行することになっている。

出典：

Accreditation Council *The German Accreditation System. Presentation material, 29th March 2012, Bonn, Germany.*

ENQA ウェブサイト <http://www.enqa.eu/allagencies.lasso>

付録：略語一覧

以下は、本文に登場する略語について、アルファベット順に並べたものである。略語の次にドイツ語（イタリック）、英語、日本語と続く。

ACQUIN

Akkreditierungs-, Zertifizierungs- und Qualitätssicherungs-Institut, Accreditation, Certification and Quality Assurance Institute, アクレディテーション・認証・質保証機構

AHPGS

Akkreditierungsagentur im Bereich Gesundheit und Soziales, Accreditation Agency for Study Programmes in Health and Social Sciences, 健康・社会科学プログラム・アクレディテーション機構

AKAST

Agentur für Qualitätssicherung und Akkreditierung kanonischer Studiengänge in Deutschland, Agency for Quality Assurance and Accreditation of Canonical Programmes of Studies in Germany, 宗教・神学プログラム・アクレディテーション・質保証機構

AQA

Österreichische Qualitätssicherungsagentur, Austrian Agency for Quality Assurance, オーストリア高等教育質保証機構

AQAS

Agentur für Qualitätssicherung durch Akkreditierung von Studiengängen, Agency for Quality Assurance by Accreditation of Study Programmes, プログラム・アクレディテーション・質保証機構

AQ Austria

Agentur für Qualitätssicherung und Akkreditierung Austria, Agency for Quality Assurance and Accreditation Austria, オーストリア質保証・アクレディテーション機関

ASIIN

Akkreditierungsagentur für Studiengänge der Ingenieurwissenschaften, der Informatik, der Naturwissenschaften und der Mathematik, Accreditation Agency for Degree Programmes in Engineering, Informatics/Computer Science, the Natural Sciences and Mathematics, 工学・情報学・自然科学・数学プログラム・アクレディテーション機構

Bafög

Bundesausbildungsförderungsgesetz, Federal Training Assistance Act, 連邦教育訓練助成法

BMBF

Bundesministerium für Bildung und Forschung, Federal Ministry of Education and Research, ドイツ連邦教育研究省

CHE

Centrum für Hochschulentwicklung, Center for Higher Education, 高等教育開発センター

DAAD

Deutscher Akademischer Austausch Dienst, German Academic Exchange Service, ドイツ学術交流会

DDR

Deutsche Demokratische Republik, German Democratic Republic, ドイツ民主共和国

DFG

Deutsche Forschungsgemeinschaft, German Research Foundation, ドイツ研究振興協会

DSH

Deutsche Sprachprüfung für den Hochschulzugang ausländischer Studienbewerber, German Language Proficiency Examination for Admission to Higher Education for Foreign Applicants, 外国人志願者のための大学入学ドイツ語試験

DSW

Deutsches Studentenwerk, ドイツ学生互助会

EEA

European Economic Area, 欧州経済地域

ENIC

European Network of Information Centres, 欧州情報センターネットワーク

ENQA

European Association for Quality Assurance in Higher Education, 欧州高等教育質保証協会

evalag

evaluation agency Baden-Württemberg, バーデン・ヴュルテンベルク州評価機構

FH

Fachhochschulen, University of applied science, 専門大学

FHR

Fachhochschulrat, FH Council, 専門大学カウンスル

FIBAA

Foundation for International Business Administration Accreditation, 経済学・国際ビジネス経営プログラム・アクレディテーション機構

fzs

freier Zusammenschluss von studentInnenschaften, 学生自由連名

GWK

Gemeinsame Wissenschaftskonferenz, Joint Science Conference, 共同学術協議会

HRG

Hochschulrahmengesetz, Framework Act for Higher Education, 高等教育大綱法

HRK

Hochschulrektorenkonferenz, German Rectors' Conference, 大学学長会議

KfW

Kreditanstalt für Wiederaufbau, Student loan programme of the Reconstruction Loan Corporation, ドイツ復興金融公庫

KMK

Die Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland: Kultusministerkonferenz, Standing Conference of the Ministers of Education and Cultural Affairs of the Länder in the Federal Republic of Germany, 各州常設文部大臣会議

NARIC

National Academic Recognition Information Centres, 学術認証情報センター

OAQ

Organ für Akkreditierung und Qualitätssicherung der Schweizerischen Hochschulen, Swiss Center of Accreditation and Quality Assurance in Higher Education, スイス高等教育アクレディテーション・質保証センター

ÖAR

Österreichischer Akkreditierungsrat, Austrian Accreditation Council, オーストリア・アクレディテーション協議会

TestDaF

Test Deutsch als Fremdsprache für ausländische Studienbewerber, Test of German as a Foreign Language for foreign applicants, 外国人志願者のための外国語としてのドイツ語テスト

WR

Wissenschaftsrat, The Council of Science and Humanities, 学術協議会

ZAB

Zentralstelle für ausländisches Bildungswesen, Central Office for Foreign Education, 外国教育中央オフィス

ZevA

Zentrale Evaluations- und Akkreditierungsagentur Hannover, Central Evaluation and Accreditation Agency Hannover, 中央評価・アクレディテーション機構

出典・参考資料

- Accreditation Council *The German Accreditation System. Presentation material*, 29th March 2012, Bonn, Germany.
- Resolution of the Accreditation Council (2009, last amended in 2010) *Rules of the Accreditation Council for the Accreditation of Agencies*,
- Resolution of the Accreditation Council (2009, last amended in 2013) *Rules for the Accreditation of Study Programmes and for System Accreditation*.
- Accreditation Council *Activity Report 2009*.
- Accreditation Council *Activity Report 2010*.
- Agentur für Qualitätssicherung durch Akkreditierung von Studiengängen (AQAS) *Presentation material*, 30th March 2012, Bonn, Germany.
- Andrea Bernhard (2011) *Quality Assurance in an International Higher Education Area - A Case Study Approach and Comparative Analysis*.
- Autorengruppe Bildungsbereichterstattung *Bildung in Deutschland 2010*
- Barbara M. Kehm (2004) *The German System of Accreditation*
- DAAD and HIS-Institute for Higher Education Research (HIS-HF) *Facts and Figures on the International Nature of Studies and Research in Germany 2012*.
- European Commission *Eurydice - National system overview on education systems in Europe and ongoing reforms 2011 Edition*.
- European Commission *Eurydice - Organization of the education system in Germany 2009/10*.
- European Commission *Eurydice - The Organisation of the Academic Year in Higher Education 2011/12*.
- evaluation agency Baden-Württemberg (evalag) *Presentation material*. 2nd April 2012, Bonn, Germany.
- Foundation for International Business Administration Accreditation (FIBAA) *The Quality Seal for Higher Education Institutions*. *Presentation material*, 30th March 2012, Bonn, Germany.
- James J.F. Forest, Philip G. Altbach eds (2006) *International Handbook of Higher Education*, The Netherlands. Springer.
- Kultusministerkonferenz (KMK) (2012) *Basic Structure of the Education System in the Federal Republic of Germany*.
- KMK (2013) *The Education System in Federal Republic of Germany 2010/2011*.
- Resolution of the KMK (2004) *Agreement on the Foundation "Foundation: Accreditation of Study Courses in Germany"*.
- Resolution of KMK (2003, last amended in 2010) *Common structural guidelines of the Länder for the accreditation of Bachelor's and Master's study courses*.
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) *Education at a Glance 2012*.
- OECD *OECD Country statistical profile: Germany 2011-2012*.
- Produced by the German Rectors' Conference, the Standing Conference of the Ministers of Education and Cultural Affairs of the Länder in the Federal Republic of Germany and the Federal Ministry of Education and Research, and adopted by the Standing Conference (2005) *Qualifications Framework for German Higher Education Qualifications*.
- Stefanie Schwarz, Don F. Westerheijden eds. (2004) *Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area, The Netherlands*. Kulwer Academic Publishers.
- The Federal Constitutional Court (1999) *Framework Act for Higher Education*.
- The Federal Statistical Office *Statistical Yearbook 2010*.
- The Federal Statistical Office *Statistical Yearbook 2013*.
- The Land Parliament (2005) *Law establishing a foundation "Foundation for the Accreditation of Study Courses*

in Germany”

- The Parliament of the Federal Republic of Germany (1949) *Basic Law for the Federal Republic of Germany*.
- H.パイザート、G.フラムハイン著、小松親次郎、長島啓記訳者代表（1997）『ドイツの高等教育システム』玉川大学出版部
- マックス・プランク教育研究所研究者グループ著、天野正治、木戸裕、長島啓記監訳（2006）『ドイツの教育のすべて』東信堂
- 文部科学省生涯学習政策局調査企画課編（2010）『諸外国の教育改革の動向 6 か国における 21 世紀の新たな潮流を読む』ぎょうせい
- 文部科学省（2011）『諸外国の教育動向 2010 年度版』明石書店
- 吉川裕美子（2010）「ドイツの大学・学位制度」『学位と大学』大学評価・学位授与機構研究報告

ウェブサイト

- Accreditation Council: <http://www.akkreditierungsrat.de/>
- Agentur für Qualitätssicherung und Akkreditierung kanonischer Studiengänge in Deutschland (AKAST): <http://www.akast.info/>
- Agentur für Qualitätssicherung durch Akkreditierung von Studiengängen (AQAS): <http://www.aqas.de/>
- Akkreditierungs-, Zertifizierungs- und Qualitätssicherungs-Institut (ACQUIN): <http://www.acquin.org/index.php>
- Akkreditierungsagentur im Bereich Gesundheit und Soziales (AHPGS): <http://ahpgs.de/>
- Akkreditierungsagentur für Studiengänge der Ingenieurwissenschaften, der Informatik, der Naturwissenschaften und der Mathematik (ASIIN): <http://www.asiin-ev.de/pages/de/asiin-e.-v.php>
- Alexander von Humboldt Foundation: <http://www.humboldt-foundation.de/web/start.html>
- Austrian Agency for Quality Assurance (AQA): <http://www.aqa.ac.at/>
- Bundesministerium für Bildung und Forschung (BMBF): <http://www.bmbf.de/>
- Centrum für Hochschulentwicklung (CHE): <http://www.che.de/cms/?getObject=5&getLang=de>
- Deutscher Akademischer Austausch Dienst (DAAD): <http://www.daad.de/de/index.html>
- DAAD Tokyo: http://tokyo.daad.de/wp/category/ja_news/
- Deutsche Botschaft Tokyo: <http://www.japan.diplo.de/Vertretung/japan/ja/Startseite.html>
- Deutsche Forschungsgemeinschaft (DFG): <http://www.dfg.de/index.jsp>
- Deutschland.de: <https://www.deutschland.de/de>
- Deutsches Studentenwerk(DSW): <http://www.internationale-studierende.de/>
- European Association for Quality Assurance in Higher Education (ENQA): <http://www.enqa.eu/index.lasso>
- European Commission – Eurydice: http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurypedia_en.php
- evaluation agency Baden-Württemberg (evalag): <http://www.evalag.de/dedievl/projekt01/index.php>
- Facts about Germany: <http://www.tatsachen-ueber-deutschland.de/de/>
- Foundation for International Business Administration Accreditation (FIBAA): <http://www.fibaa.org/de/startseite.html>
- Fraunhofer-Gesellschaft (FhG): <http://www.fraunhofer.de/>
- freier Zusammenschluss von studentInnenschaften (fzs): <http://www.fzs.de/>
- Gemeinsame Wissenschaftskonferenz (GWK): <http://www.gwk-bonn.de/>

- German Education server: <http://www.eduserver.de/>
- German National Tourist Board: <http://www.germany.travel/de/index.html>
- German Research and Innovation Forum Tokyo: <http://www.dwih-tokyo.jp/de/home/>
- Helmholtz Association of German Research Centres: <http://www.helmholtz.de>
- Hochschulrektorenkonferenz (HRK): <http://www.hrk.de/startseite/>
- Japan Society for the Promotion of Science (JSPS) Bonn Office: <http://www.jsps-bonn.de/>
- Kultusministerkonferenz (KMK): <http://www.kmk.org/home.html>
- Leibniz Association: <http://www.wgl.de/>
- Max Planck Society: <http://www.mpg.de/de>
- Organ für Akkreditierung und Qualitätssicherung der Schweizerischen Hochschulen (OAQ):
http://www.oaq.ch/pub/de/01_00_00_home.php
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD): <http://www.oecd.org/>
- The Federal Statistical Office: <https://www.destatis.de/DE/Startseite.html>
- The Parliament of the Federal Republic of Germany: <http://www.bundestag.de/index.jsp>
- TU9 : <http://www.tu9.de/studies/>
- Verbund Norddeutscher Universitäten (Nordverbund): <http://www.uni-nordverbund.de/>
- Wissenschaftsrat(WR): <http://www.wissenschaftsrat.de/home.html>
- Zentralstelle für ausländisches Bildungswesen (ZAB): <http://www.kmk.org/zab.html>
- Zentrale Evaluations- und Akkreditierungsagentur Hannover (ZEvA): <http://www.zeva.org/>

諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要

ドイツ

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

<http://www.niad.ac.jp>